

厚生委員会議録第十五号

昭和二十八年七月七日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

- 委員長 小島 徹三君
- 委員 青柳 一郎君 堀古屋 菊男君
- 理事 長谷川 保君 理事 堀 ツルヨ君
- 理事 中川 俊忠君
- 越智 茂君 加藤 藤五郎君
- 降旗 徳弥君 中野 四郎君
- 山下 春江君 萩元 たけ子君
- 柳田 秀一君 杉山 元治郎君
- 耳 四郎君

出席政府委員

- 厚生政務次官 中山 マサ君
- 厚生事務官 久下 勝次君
- (保険局長)
- 厚生事務官(引揚) 田邊 繁雄君
- 厚生事務官(引揚) 田邊 繁雄君

委員外の出席者

- 議員 八木 一男君
- 専門員 川井 章知君
- 専門員 引地 亮太郎君
- 専門員 山本 正世君

七月六日  
委員須藤彌吉君が辞任につき、その補欠として中野四郎君が議長の名で委員に選任された。

七月六日  
未帰還者留守家族の援護強化に関する請願(田中彰治君紹介)(第二七六七号)

理容師美容師法存続に関する請願(今村忠助君紹介)(第二七七〇号)

第一類第八号

厚生委員会議録第十五号 昭和二十八年七月七日

請願(野田卯一君紹介)(第二七七一号)  
国立ら、療養所職員増員並びに待遇改善に関する請願(中村高一君紹介)(第二七七二号)

遺家族援護に関する請願(橋本次郎君紹介)(第二七七五号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件  
職傷病者職没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

未帰還者留守家族等援護法案(内閣提出第一一九号)  
社会保険審査官及び社会保険審査会法案(内閣提出第一二七号)

日雇労働者健康保険法案(八木一男君外十名提出、衆法第六号)  
日雇労働者健康保険法案(内閣提出第六〇号)

○小島委員長 これより会議を開きます。  
まず日雇労働者健康保険法案(内閣提出第六〇号)を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。中山政務次官。

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 被保険者(第六条—第八条)
- 第三章 保険給付(第九条—第二十七条)

第四章 費用の負担(第二十八条—第三十七条)

第五章 保健施設及び福祉施設(第三十八—三十九条)

第六章 審査の請求(第三十九—四十一条)

第七章 雑則(第四十一条—第五十—五十二条)

第八章 罰則(第五十一条—第五十六—五十七条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、日雇労働者の業務外の事由による疾病又は負傷及びその被扶養者の疾病又は負傷に對して保険給付を行うことによつて、その生活の安定に寄与することを目的とする。

第二条 日雇労働者健康保険の被保険者は、政府とする。

第三条 この法律で「日雇労働者」とは、左の各号の一に該当する者をいう。

一 臨時に使用される者であつて、左に掲げるもの。但し、同一の事業所又は事務所(以下単に「事業所」という。)において、イに掲げる者にあつては一箇月の期間をこえ、ロに掲げる者に

あつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合(所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至つた場合を除く。)を除く。  
イ 日雇い入れられる者  
ロ 二箇月以内の期間を定めて使用される者  
二 季節的業務に使用される者。但し、継続して四箇月をこえて使用されるべき場合を除く。  
三 臨時的業務の事業所に使用される者。但し、継続して六箇月をこえて使用されるべき場合を除く。

この法律で「被扶養者」とは、被保険者又は被保険者であつた者の直系尊属、配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子及び孫であつて、これらの者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者の収入により、生計を維持する者をいう。

この法律で「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として、事業主が日雇労働者に支払うすべてのものをいう。

賃金日額は、左の各号によつて算定する。

一 賃金が日又は時間によつて定められる場合、一日におけるかき高によつて定められる場合その他被保険者が使用された日の賃金を算出することができない場合(次号に該当する場合を除く。)においては、当該事業所において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者のその前日(その前日において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者がなかつたときは、これに該当する者のあつたその直近の日)における賃金日額の平均額

賃金が二日以上期間によつて定められる場合においては、その額をその期間の総日数(月の場合は、一箇月を三十日として計算する。)で除して得た額

前三号の規定により算定することができないものについては、その地方において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者が一日において受ける賃金の額

前各号の二以上に該当する賃金を受ける場合においては、それぞれその賃金につき、前各号によつて算定した額の合算額

一日において二以上の事業所に使用される場合においては、はじめて使用される事業所から受ける賃金につき、前各号によつて算定した額

前項の場合において、賃金中通

の賃金を算出することができ

る場合においては、その額

賃金が二日以上期間におけるかき高によつて定められる場合その他被保険者が使用された日の賃金を算出することができない場合(次号に該当する場合を除く。)においては、当該事業所において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者のその前日(その前日において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者がなかつたときは、これに該当する者のあつたその直近の日)における賃金日額の平均額

貨以外のもので支払われるものについては、その価額は、その地方の時価により、都道府県知事が定める。

第五條 厚生大臣は、日雇労働者健康保険事業の運営に関する事項であつて、企画、立法又は実施の大綱に関するものは、あらかじめ、社会保険審議会に諮問するものとす。

第二章 被保険者  
第六條 左の各号の一に該当する事業所に使用される日雇労働者は、日雇労働者健康保険の被保険者とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十三条第一号の事業所又は同条第二号の事務所  
二 健康保険法第十四条第一項の規定による認可のあつた事業所  
三 前二号に掲げる事業所以外の事業所であつて、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条に定める失業対策事業又は公共事業を行うもの

第七條 日雇労働者は、前条各号に掲げる事業所において、引き続き二箇月間に通算して二十八日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき、健康保険法第二十条の規定による被保険者であるとき、その他特別の事由があるときは、前条の規定にかかわらず、厚生大臣の承認を得て、一定期間、被保険者とならないことができる。

（適用除外）

（日雇労働者健康保険被保険者手帳）  
第八條 日雇労働者は、第六條の規定によつて被保険者となつたときは、被保険者となつた日から起算して五日以内に、保険者に日雇労働者健康保険被保険者手帳（以下「被保険者手帳」という。）の交付を申請しなければならない。但し、すでに被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合において、その被保険者手帳に日雇労働者健康保険印紙（以下「健康保険印紙」という。）をちよう付すべき余白があるときは、この限りでない。

2 保険者は、前項の申請があつたときは、被保険者手帳を交付しなければならぬ。

3 被保険者手帳の様式及び交付その他被保険者手帳に関する必要事項は、厚生省令で定める。

第三章 保険給付  
第九條 被保険者（被保険者であつた者を含む。この章において以下同じ。）が療養の給付又は家族療養費の支給を受けるには、当該疾病又は負傷につきはじめてこれを受けようとする日の属する月の前二箇月間に、通算して二十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

2 保険者は、被保険者が前項の受給要件をそなへることを被保険者手帳によつて証明して申請したときは、受給資格証明書を交付するものとする。

（療養の給付）  
第十條 被保険者の疾病又は負傷に關しては、左に掲げる療養の給付を行う。

一 診察  
二 薬剤又は治療材料の支給  
三 処置、手術その他の治療（歯科診療における補綴を除く。）  
四 病院又は診療所への収容  
五 看護  
六 移送

2 前項第四号から第六号までに定める給付は、健康保険法第四十三条第二項の規定に基き命令で定める場合及び被保険者が必要と認める場合に限り、行うものとする。

（受給方法）  
第十一條 被保険者が前条第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、受給資格証明書を健康保険法の規定により指定された保険医（以下「保険医」という。）及び同法の規定によつて指定された保険薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）並びに保険者の指定する者のうち自己の選定した者に提出して、その者から受けるものとする。

2 前項の規定によつて給付を受けようとする者は、その給付を受ける際、健康保険法の規定により厚生大臣の定める初診料の額に相当する額を、一部負担金として、支払わなければならない。

（療養担当者の義務）  
第十二條 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法第四十三条ノ四第一項の規定に基き厚生大臣の定めるところに従つて、被保険者及び

被扶養者の療養を相当しなければならぬ。

第十三條 保険医若しくは保険薬剤師又はこれらを使用する者が、療養の給付に關して被保険者に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養に要する費用は、健康保険法第四十三条ノ六第二項の規定に基き厚生大臣の定めるところによつて算定する。

第十四條 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關しては、その開始の日から起算して三箇月を超過したときは、行わぬ。

（療養費）  
第十五條 保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が緊急その他やむを得ない事由のため、保険医及び保険者の指定する者以外の医師、歯科医師その他の者の診療又は手当を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 保険者は、被保険者が、第九條第二項に規定する受給資格証明書の交付を受けないで保険医又は保険者の指定する者の診療を受けた場合において、受給資格証明書の交付を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない事由によるものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給するものとする。

第十六條 療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額を標準として、保険者が、定める。

2 前項の療養に要する費用の算定については、第十三條第二項の規定を準用する。但し、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

（家族療養費）  
第十七條 被扶養者が受給資格証明書を被扶養者、保険薬剤師及び保険者の指定する者のうち自己の選定した者に提出して、その者から第十條第一項各号に掲げる療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する額とする。但し、現に療養に要した費用の百分の五十に相当する額をこえることができない。

3 第一項の場合においては、保険者は、療養に要した費用のうち、同項の規定により家族療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を、被保険者に代り、当該保険医、保険薬剤師若しくは保険者の指定する者又はこれらを使用する者に支払ふことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

5 第十條第二項、第十三條第二項及び第十四條から前条までの規定は、家族療養費の支給に準用する。この場合において、前条第一項中「療養に要する費用から一部

負担金に相当する額を控除した額」とあるのは「療養に要する費用の百分の五十に相当する額」と、同条第二項但書中「現に療養に要した費用の額」とあるのは「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する額」と読み替えるものとする。

(他の社会保険による給付等との調整)

第十八条 療養の給付に、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定によつてこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

2 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による家族療養費の支給に相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

3 家族療養費の支給は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法の規定によつて、これに相当する給付又はこの法律の規定による療養の給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

4 療養の給付及び家族療養費の支給は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、国

民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の規定によつて、これに相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

5 前項の規定は、他の法律の規定によつて、国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給があつた場合に、準備する。

(給付制限)

第十九条 被保険者が、自己の故意の犯罪行为により、又は故意に給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。

第二十条 被保険者が、闘争、酔又は著しい不行によつて給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二十一条 被保険者が、左の各号の一に該当する場合には、その期間に係る保険給付は、行わない。  
一 日本国外にあるとき。  
二 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。  
三 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2 保険者は、被保険者が、前項各号の一に該当する場合において、被扶養者に係る保険給付を行うことを妨げない。

第二十二條 保険者は、被保険者が、正当な理由がないにもかかわらず、療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。

第四十六條の規定による診断を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第二十四条 第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び前二条の規定は、被扶養者に準用する。この場合において、これらの規定中「保険給付」とあるのは、「当該被扶養者に係る保険給付」と読み替えるものとする。

(損害賠償請求権)

第二十五条 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、当該給付事由について行ふべき保険給付の額の限度で、被保険者又は被扶養者がその第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(受給権の保護)

第二十六条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。  
(租税その他の公課の禁止)

第二十七条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第四章 費用の負担  
第二十八條 国庫は、毎年度予算の範囲内において、日雇労働者健康保険事業の執行に要する費用を負担する。  
(保険料の徴収)

金日額が百六十円以上の場合は第一級、百六十円未満の場合は第二級とし、その額は、一日につき、第一級にあつては十六円、第二級にあつては十三円とする。

2 被保険者の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級にあつては八円、第二級にあつては五円とし、事業主の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級及び第二級のいずれにあつても、八円とする。

(保険料の納付義務及び納付の方法)

第三十一条 事業主(被保険者が一日において二以上の事業所に使用される場合においては、はじめにその者を使用する事業主とする。以上同じ)は、被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担する保険料を納付しなければならない。

2 前項の規定による保険料の納付は、被保険者が提出する被保険者手帳に健康保険印紙をちよう付し、これに消印して行わなければならない。

3 被保険者手帳を所持する被保険者は、第六条各号に掲げる事業所に使用される日ごとに、その被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。

4 事業主は、被保険者を使用する日ごとに、被保険者にその所持する被保険者手帳の提出を求めなければならない。

る額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、被保険者にその旨を告げなければならない。

(帳簿の備付及び報告)

第三十二条 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払に関する帳簿を備え付け、被保険者を使用するつど、これにその受払状況を記載し、且つ、翌月末日までに、被保険者にその受払状況を報告しなければならない。

(保険料の決定及び追徴金)

第三十三条 事業主が第三十一条の規定による保険料の納付を怠つたときは、保険者は、その調査に基づいて、その納付すべき保険料額を決定し、これを事業主に告知する。

2 事業主が、正当な事由がないと認められるにもかかわらず、第三十一条の規定による保険料の納付を怠つたときは、保険者は、厚生省令の定めるところにより、前項の規定によつて決定された保険料額の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。但し、決定された保険料額が千円未満であるときは、この限りでない。

の規定による徴収金を滞納する者があるときは、保険者は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、保険者は、納付義務者に対して督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、保険者は、国税滞納処分例によつて、これを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市にあつては区とする。以下同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、保険者は、徴収金の百分の四を当該市町村に交付しなければならない。

(延滞金)  
第三十五條 前條第二項の規定によつて督促をしたときは、保険者は、保険料額百円につき一日八錢の割合で、納期限の翌日から、保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、左の各号の

一に該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。  
一 保険料額が千円未満であると

二 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

2 前項の場合において、保険料額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料は、その納付のあつた保険料額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するにあたり、保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。  
4 督促状に指定した期限までに保険料を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が千円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。  
(先取特権の順位)  
第三十六條 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

(送還)  
第三十七條 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ九及び第四條ノ十の規定を準用する。

第五章 保健施設及び福祉施設

(保健施設及び福祉施設)

第三十八條 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者及び被扶養者の疾病若しくは負傷の療養若しくはその健康の保持増進のために必要な施設をし、又はこれに必要な費用を支出することができる。

第六章 審査の請求

(審査及び再審査)  
第三十九條 保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官の審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

2 審査を請求した日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。  
第四十條 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する決定その他の処分不服がある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。

第七章 雜則

(時効)  
第四十一條 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に關する規定を準用する。但し、被保険者のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の告知又は督促は、民法第五百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(期間の計算)  
第四十二條 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。  
(印紙税の非課税)  
第四十三條 日雇労働者健康保険に關する書類には、印紙税を課さない。

(届出の義務)  
第四十四條 被保険者を使用する事業主は、厚生省令の定めるところにより、被保険者の異動、賃金その他厚生省令の定める事項を被保険者に届け出なければならない。  
第四十五條 被保険者又は被保険者であつた者は、被扶養者に異動を生じた場合、療養の給付期間が満了した場合その他厚生省令で定められた場合においては、保険者にその旨を届け出なければならない。

(強制診断)  
第四十六條 保険者は、療養の給付若しくは療養費の支給又は家族療養費の支給を行うにつき、必要があるとき、当該被保険者若しくは被扶養者であつた者又は被扶養者の診断を行うことができる。

(報告の徴収等)  
第四十七條 厚生大臣は、保険給付

の決定又は保険料の徴収に關して必要があると認めるときは、被保険者を使用する事業主に対して、被保険者の異動、賃金その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、事業所に立ち入つて、事業主、被保険者その他の關係人に質問させ、若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(診療録等の検査)  
第四十八條 厚生大臣は、保険給付に關して必要があると認めるときは、当該職員に、診療、調剤又は手当をした者の診療施設その他の施設に立ち入つて、診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。  
(職権の委任)  
第四十九條 この法律で定める厚生大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(実施規定)  
第五十條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關して必要な細則は、厚生省令で定める。

の決定又は保険料の徴収に關して必要があると認めるときは、被保険者を使用する事業主に対して、被保険者の異動、賃金その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、事業所に立ち入つて、事業主、被保険者その他の關係人に質問させ、若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

第八章 罰則

第五十一条 第三十一条第一項の規定に違反して、保険料を納付せず、又は第三十二条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、若しくは報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十七条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の間に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第八条第一項の規定に違反して虚偽の申請をした者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第四十八条の規定に違反して、当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第八条第一項の規定に違反して、申請をせず、又は第三十一条第三項の規定に違反して、被保険者手帳を提出しなかつた者は、五万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）  
1 この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。但し、第二十八條の規定は、この法律の実施のためにあらかじめ必要な限度において、同年八月一日から適用し、昭和二十九年一月十五日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）  
2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。  
第五十五条第五十七号を次のように改める。  
五十七 健康保険及び船員保険に關し、療養に要する費用を定めること。  
第五十五条第五十七号の次の一号を加える。

五十七の二 政府の管掌する健康保険及び日雇労働者健康保険、診療契約を締結すること。  
第五十五条第六十二号を次のように改める。  
六十二 政府の管掌する健康保険又は日雇労働者健康保険、厚生年金保険若しくは船員保険の保険料を徴収すること。  
第十四条中第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。  
三 日雇労働者健康保険事業を行うこと。

（健康保険法の一部改正）  
3 健康保険法の一部を次のように改正する。  
第五十九条ノ三、第五十九条ノ四及び第五十九条ノ五をそれぞれ第五十九条ノ四、第五十九条ノ五及び第五十九条ノ六とし、第五十九条ノ二の次に次の一条を加える。  
第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依ル家族療養ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ關シ日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）ノ規定ニ依ル療養ノ給付アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

（船員保険法の一部改正）  
4 船員保険法の一部を次のように改正する。  
第三十三条を次のように改める。  
第三十三条 前条ノ規定ニ依ル家族療養ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ關シ日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）ノ規定ニ依ル療養ノ給付アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

（国家公務員共済組合法の一部改正）  
5 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。  
第三十四条の次に次の一条を加える。  
（家族療養費の支給の制限）  
第三十四条の二 家族療養費は、同一疾病並びに負傷及びこれに因り発した疾病に關し、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）の規定による療養の給付があつたときは、その限度において、これを支給しない。

（国民健康保険法の一部改正）  
6 国民健康保険法の一部を次のように改正する。  
第八号ノ十五第一項中第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）第八号ノ規定ニ依リ日雇労働者健康保険被保険者手帳ノ交付ヲ受ケ六月ヲ経過セザル者但シ同法第七号ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケ同法ノ被保険者ト為ラザル期間内ニ在ル者ヲ除ク

（船員保険法の一部改正）  
7 船員保険法の一部を次のように改正する。  
第十四条第一項中第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 日雇労働者健康保険法第八号ノ規定ニ依リ日雇労働者健康保険被保険者手帳ノ交付ヲ受ケ六月ヲ経過セザル者但シ同法第七号ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケ同法ノ被保険者ト為ラザル期間内ニ在ル者ヲ除ク

（健康保険法の一部改正）  
8 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）の下に」、「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）」を加える。  
（結核予防法の一部改正）  
9 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。  
第三十七条第一項中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）」の下に、「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）」を加える。

（健康保険法の一部改正）  
10 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律（昭和二十三年法律第四百四十二号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項但書中「失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第三十八条の十一第一項」の下に「又は日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）第三十一条第一項」を加え、同条第二

（健康保険法の一部改正）  
11 国民健康保険法の一部を次のように改正する。  
第八号ノ十五第一項中第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
二 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）第八号ノ規定ニ依リ日雇労働者健康保険被保険者手帳ノ交付ヲ受ケ六月ヲ経過セザル者但シ同法第七号ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケ同法ノ被保険者ト為ラザル期間内ニ在ル者ヲ除ク

項中「及び失業保険法第三十八條の十二第一項に規定する失業保険印紙を」、「失業保険法第三十八條の十二第二項に規定する失業保険印紙及び日雇労働者健康保険法第三十一條第二項に規定する日雇労働者健康保険印紙」に改める。

第三條第一項中「失業保険印紙」の下に「又は日雇労働者健康保険印紙」を、「労働大臣」の下に「又は厚生大臣」を加え、同條第二項中「及び失業保険印紙」を、「失業保険印紙及び日雇労働者健康保険印紙」に改める。

11 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第六項中第一号の次に次の一号を加える。  
一 日雇労働者健康保険法の規定により被保険者として負担する日雇労働者健康保険の保険料

12 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第六号中「健康保険」の下に「日雇労働者健康保険」を加える。

13 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第三号中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第

号)を加える。

第六百七十二條第三号、第七百四十四條第十一項及び第七百七十七條第四項中「健康保険法」の下に「日雇労働者健康保険法」を加える。

14 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第七号中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一條第三項」の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号第三十五條)」を加える。

○中山府委員 ただいま上程いたしました日雇労働者健康保険法案につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

健康保険制度は広く一般被用者を対象としていたものでありまして、被用者全部に本制度を適用することが望ましいのは、申すまでもないところでありまして、政府といたしましては、昨年以來鋭意調査検討を重ねて参りました結果、別途提案いたしております健康保険法の一部改正法律案により、その適用範囲を拡張いたしますとともに、各方面の要望にこたえ、ここに日雇労働者健康保険法案を提案申し上げた次第であります。本制度を健康保険法と別個の制度といたしましたのは、日雇労働者の就労の実態に照らし、健康保険の制度と同一の運営をはかることが困難であると考へたからであります。

次に法案の要点について申し上げますと、第一に、適用の対象といたしましては、まず健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者を被保険者として健康保険との制度的均衡をはかるとともに、失業対策事業または公共事業に就労する者を被保険者として日雇労働者の生活実態に即するよう配慮いたしました。

第二に、保険給付につきましては、保険料負担の点を考慮いたしまして被保険者及び被扶養者に対し、健康保険に準じて療養の給付及び家族療養費を支給することとし、その期間は三ヶ月といたしました。なお、療養の給付または家族療養費を初めて受けようとする日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されていることを受給要件として、日雇労働者の就労の実態と日雇労働者に対する失業保険との調整を考慮することといたしております。

第三に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険の方法を取入れ、一級と二級とに区分して、事業主に印紙をもつて納付させることといたしましたのであります。以上、法律案の概要について説明申し上げますが、本制度はとりあえず健康保険の最も主体をなす療養の給付及び家族療養費を内容として制度の発足を企図いたしましたわけでありまして、なお、将来諸種の要件の具備をまつて、漸次その充実をはかりたいと存する次第であります。以上をもつて提案の理由を説明申し上げますが、何とぞ御審議の上すみやかに御決定あらんことを切望いたします。

○小島委員長 本案の質疑につきましては、次会以後に譲ることといたします。

○小島委員長 次に日雇労働者健康保険法案(八木一男君外十名提出)を議題とし、審査に入ります。まず提案者より提案理由の説明を聴取いたします。八木一男君。

日雇労働者健康保険法案  
日雇労働者健康保険法  
目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 被保険者(第四条—第七条)
- 第三章 被扶養者(第八条—第十条)
- 第四章 保険給付(第十一条—第三十條)
- 第五章 費用の負担(第三十一條—第三十九條)
- 第六章 認可による被保険者に関する特例(第四十條—第四十四條)
- 第七章 審査の請求及び訴訟(第四十五條—第四十七條)
- 第八章 罰則(第四十八條—第五十一條)

附則  
第一章 総則

(日雇労働者健康保険の目的)  
第一条 日雇労働者健康保険は、被保険者が日雇労働者である被保険者(被保険者であつた者を含む。第十條第一項に規定する場合を除き、以下同じ。)の業務外の事由による疾病、負傷、死亡又は分へん及び被保険者によつて生計を維持

する者(以下「被扶養者」という。)の疾病、負傷、死亡又は分へんに関し、保険給付を行い、あわせて被保険者及び被扶養者の福祉に必要な施設をし、もつてその生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義及び被扶養者の範囲)  
第二条 この法律で「日雇労働者」とは、左の各号の一に該当する者をいう。

- 一 臨時に雇用される者であつて、左に掲げるもの。但し、イに掲げる者については、その者が所定の期間をこえて引き続き雇用されるに至つたとき、又、ロに掲げる者については、その者が一箇月をこえて引き続き雇用されるに至つたときは、この限りでない。
- イ 二箇月以内の期間を定めて雇用される者
- ロ 日日雇用される者
- 二 季節的業務に雇用される者。但し、継続して四箇月をこえて雇用されるべき場合は、この限りでない。
- 三 臨時的專業の事業所に雇用される者。但し、継続して六箇月をこえて雇用されるべき場合は、この限りでない。

2 前條の被扶養者の範囲は、被保険者の直系尊族、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び子であつて、もつばら被保険者によつて生計を維持する者並びに被保険者と同一の世帯に属し、もつばらその者によつて生計を維

持する者とする。

【準用規定】

第三条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四条から第六条まで、第七條から第九條ノ二まで、

第十一條ノ三及び第十一條ノ四の規定は、日雇労働者健康保険に準用する。この場合において、第七條第二項中「第一條第二項ノ保險給付」とあるのは「被扶養者ニ係ル保險給付」と読み替へるものとす。

第二章 保險者

第四条 日雇労働者健康保險の保險者は、政府とする。

【保險施設の設置】

第五条 政府は、厚生省令の定めるところにより、被保險者及び被扶養者に利用させるために、被保險者及び被扶養者の疾病若しくは負傷の療養若しくは被保險者及び被扶養者の健康の保持増進のため必要な施設をし、又はこれに必要な費用の支出をすることができ。

【社会保険審議会への諮問】

第六条 厚生大臣は、日雇労働者健康保險事業の運営に関する事項であつて、企画、立法又は実施の大綱に関するものについては、あらかじめ、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律（昭和二十五年法律第四十七号）に規定する社会保険審議会に諮問するものとする。

【職權の委任等】

第七条 政府は、政令の定めるところにより、この法律に規定するそ

の職權の一部又はこの法律の規定によるその事務の一部を都道府県知事又は市町村長に委任することができる。

第三章 被保險者

第八条 左の各号の一に該当する事業所（事務所を含む。以下同じ）に雇用される日雇労働者は、日雇労働者健康保險の被保險者とする。

一 左に掲げる事業（事業主が国又は法人であるものを除く）以外の事業の事業所であつて、五人以上の労働者（日雇労働者を含む。）を雇用するもの

イ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業

ロ 動物の飼育又は水産動物物の採捕若しくは養殖の事業その他のの畜産、養蚕又は水産の事業

二 前号に該当する事業所以外の事業所であつて、健康保險法第十五條又は第十六條の規定による健康保險の被保險者を雇用する事業所

第九条 日雇労働者であつて、左の各号の一に該当するものは、前條の規定にかかわらず、日雇労働者健康保險の被保險者となし。

一 国又は地方公共団体の事務所に雇用される者であつて、他の法律に基く共済組合の組合員であるもの

二 健康保險法第二十條の規定に

より健康保險の被保險者となつてゐる者

三 第十二條の受給要件を充たすことが困難であると認められる者であつて、厚生大臣の承認を受けたもの

【被保險者手帳】

第十条 日雇労働者は、前二條の規定により被保險者となつたときは、被保險者となつた日から起算して五日以内に、厚生省令の定めるところにより、日雇労働者健康保險被保險者手帳（以下「被保險者手帳」という。）の交付を申請しなければならない。但し、すでに被保險者手帳の交付を受けているときは、交付を受けた日から起算して六箇月の間は、この限りでない。

二 被保險者は、すでに被保險者手帳の交付を受けている場合においてその交付を受けた日から起算して六箇月を経過したときは、五日以内に、厚生省令の定めるところにより、被保險者手帳の交付を申請しなければならない。

三 政府は、前二項の申請があつたときは、遅滞なく被保險者手帳を交付しなければならない。

四 被保險者手帳の様式及び交付その他被保險者手帳に関する事項は、厚生省令で定める。

第四章 保險給付

【保險給付の種類】

第十一条 保險給付の種類は、左の通りとする。

一 療養の給付又は療養費の支給

二 傷病手当金の支給

三 埋葬料又は埋葬費の支給

四分べん費及び出産手当金の支給

五 保育手当金の支給

六 産院への収容

七 家族療養費の支給

八 家族埋葬料の支給

九 配偶者分べん費の支給

十 配偶者は保育手当金の支給

【受給要件】

第十二條 被保險者が保險給付を受けるには、被保險者が業務外の事由により疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、被扶養者が疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、又は被保險者若しくは被扶養者が分べんした日の属する月の前二箇月間に通算して二十四日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して六十日分以上の保險料が、当該被保險者について、第三十三條から第三十五條まで又は第四十一條、第四十二條並びに第三十四條第二項及び第三項に係る第四十四條の規定により納付されていなければならない。

第十三條 被保險者の疾病又は負傷に關しては、左に掲げる療養の給付を行う。但し、齒科診察にあつては、補つてを除く。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診養所への収容

五 看護

六 移送

第十四條 前項第四号から第六号までの給付は、政府が必要と認めた場合に限り行ふものとする。但し、厚生

省令で定める場合は、この限りでない。

【療養の給付の受給】

第十四條 被保險者が前條第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、厚生省令の定めるところにより、健康保險法の規定により指定された保險医（以下「保險医」という。）及び保險業劑師（以下「保險業劑師」という。）並びに同法第四十三條ノ二第一項に規定する政府である保險者の指定する者（以下「政府の指定する者」という。）のうち自己の選定した者について受けるものとする。

二 前項の規定により給付を受ける者は、その給付を受ける際、第六條第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定される初診料の額に相当する額を、一部負担金として、支払わなければならない。

【保險医又は保險業劑師の療養の担当】

第十五條 保險医又は保險業劑師は、健康保險法の規定に従つて、被保險者及び被扶養者の療養を担当しなければならない。

二 健康保險法第四十三條ノ四第三項の規定は、前項の場合に準用する。

【診養の報酬】

第十六條 保險医若しくは保險業劑師又はこれらの者を使用する者が、療養の給付に關しては政府に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養に要する費用は、健康保険法第四十三条ノ六第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより、政府が算定する。

(療養費の支給)  
第十七条 政府は、療養の給付を行うことが困難であると認めたと

き、又は被保険者が緊急その他やむを得ない事由のため、保険医及び政府の指定する者以外の医師、歯科医師その他の者の診療若しくは手当を受けた場合において、必要であると認めたとときは、療養の給付に代えて療養費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額を標準として、政府が定める。但し、現に要した費用をこえることができない。

3 前項本文の療養に要する費用は、健康保険法第四十四条ノ二第三項及び第四十三条ノ六第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより、政府が算定する。

(傷病手当金)

第十八条 被保険者が療養のため勤務に服することができないときは、その日から起算して第四日かつら労働に服することのできなかつた期間、傷病手当金として、一日につき、百五十円を当該被保険者に支給する。

2 健康保険法第四十六条及び第四十七条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第四十六條中「標準報酬月額ノ百分ノ四十二相当スル金額」とあるのは

「百円」と、第四十七條中「標準報酬月額ノ百分ノ四十二相当スル金額」中「一年六月」とあるのは「六月」と読み替へるものとする。

(埋葬料又は埋葬費)

第十九条 被保険者が死亡したときは、被保険者によつて生計を維持していた者であつて埋葬を行うものに對して、埋葬料として七千五百円を支給する。

2 被保険者が死亡した場合において、前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がないときは、埋葬を行つた者に対し、七千五百円の範囲内において、その埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 前二項の規定は、第十二條の規定により疾病、負傷又は分べんに關し給付を受けることができざる被保険者が、当該疾病にかかり、負傷し、又は分べんした日從三箇月以内に死亡した場合に準用する。

(分べん費及び出産手当金)

第二十条 被保険者が分べんしたときは、分べん費として、三千七百五十円を当該被保険者に支給する。

2 前項の場合においては、分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において労働に服さなかつた期間、出産手当金として、一日につき百五十円を当該被保険者に支給する。

(保育手当金)

第二十一条 被保険者が分べんした場合には、その出産児を保育

したときは、保育手当金として、分べんの日から起算して引き続き六箇月間は、育している期間一箇月につき二百円を当該被保険者に支給する。但し、その期間が一箇月に満たないときは、一箇月とする。

(産院への収容)

第二十二条 政府は、被保険者を産院に収容することができる。

2 産院又は病院若しくは診療所に収容した被保険者に対して支給すべき分べん費の額は、第二十条第一項の規定により支給すべき金額の半額に相当する金額とする。

3 産院又は病院若しくは診療所に収容した被保険者に対して支給すべき出産手当金については、第十八条第二項(健康保険法第四十七条に係る部分を除く)の規定を準用する。

(出産手当金と傷病手当金との競合)

第二十三条 出産手当金の支給をする場合においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。

(療養の給付の期間)

第二十四条 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關しては、その開始の日から起算して六箇月を經過したときは、行われない。

(準用規定)

第二十五条 健康保険法第五十八条及び第五十九条の規定は、傷病手当金及び出産手当金に準用する。

(家族療養費)

第二十六条 被扶養者が保険医及び

保険薬剤師並びに政府の指定する者のうち自己の選定した者について療養を受けたときは、被保険者に対し、家族療養費として、療養に要する費用の百分の五十に相当する額を支給する。但し、現に支払うべき療養に要した費用の百分の五十に相当する額をこえることができない。

2 前項本文の療養に要する費用は、健康保険法第五十九条ノ二第五項及び第四十三条ノ六第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより、政府が算定する。

3 第十三条、第十四条第一項、第十七条及び第二十四条並びに健康保険法第五十九条ノ二第三項及び第四項の規定は、家族療養費の支給に準用する。この場合において、第十七条第二項中「費用から一部負担金に相当する額を控除した額」とあるのは「費用」と読み替へるものとする。

(家族埋葬料)  
第二十七条 被扶養者が死亡したときは、被保険者に対し、家族埋葬料として二千円を支給する。

(配偶者分べん費)  
第二十八条 被保険者の配偶者が分べんしたときは、被保険者に対し、配偶者分べん費として千円を支給する。

(配偶者は育手当金)  
第二十九条 被保険者の配偶者が分べんした場合において、その出生児を保育したときは、被保険者に対し、配偶者は育手当金を支給する。

2 前項の配偶者は育手当金の支給

に關しては、第二十一条の規定を準用する。

(準用規定)

第三十条 健康保険法第五十九条ノ五から第六十九条ノ二までの規定は、日雇労働者健康保険に準用する。この場合において、第五十九条ノ五第一項中「第五十九条ノ二第一項」とあるのは「日雇労働者健康保険法第二十六条第一項」と、第六十二条第三項中「第四十六条並ニ第五十一条第二項及第三項」とあるのは「日雇労働者健康保険法第十八条第二項(健康保険法第四十七条ニ係ル部分ヲ除ク)並ニ第二十二條第二項及第三項」と、同条第四項中「第一條第一項後段ノ」とあるのは「日雇労働者健康保険法第二十六条乃至第二十九條ニ規定スル」と、第六十六条第一項中「及哺育手当金」とあるのは「哺育手当金及配偶者哺育手当金」と、「第四十九條第二項」とあるのは「日雇労働者健康保険法第十九條第二項(同條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)と、同條第二項中「哺育手当金」とあるのは「哺育手当金及配偶者哺育手当金」と読み替へるものとする。

第五章 費用の負担  
第三十一条 国庫は、保険給付に要する費用の二分の一を負担する。

2 国庫は、前項の費用の外、毎年度予算の範囲内において、日雇労働者健康保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

(保険料の徴収)  
第三十二条 政府は、日雇労働者健

康保險事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

(保険料額及び保険料の負担)  
第三十三条 保険料額は、一日につき十六円とし、被保険者及び事業主がその半額ずつを負担する。

(保険料の納付義務及び納付の方法)  
第三十四条 事業主は、被保険者を雇用する日ごとに、その者及び自己の負担する保険料を、日雇労働者健康保険印紙(以下「保険印紙」という。)をもつて納付しなければならない。

2 被保険者が一日において二以上の事業所に雇用される場合においては、はじめにその者を雇用する事業主につき、前項の規定を適用する。

3 事業主は、保険料を納付するには、被保険者が所持する被保険者手帳に保険印紙をちよう付し、これに消印しなければならない。

4 事業主は、日雇労働者を雇用する場合においては、その所持する被保険者手帳を提出させなければならない。その提出を受けた被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。

5 保険印紙その他保険料の納付の手續に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(賞金からの保険料控除)  
第三十五条 事業主は、被保険者に賞金を支払う場合においては、前条第一項又は第二項の規定により納付すべき被保険者の負担に係る保険料に相当する額をその賞金か

ら控除することができる。この場合においては、事業主は、保険料控除に關する計算書を作成し、その控除額を被保険者に知らせなければならない。

(保険料の決定及び追徴金)  
第三十六条 事業主が、第三十四条の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、その調査に基いて、その納付すべき保険料額を決定する。

2 事業主が、正当な事由がないと認められるにもかかわらず、第三十四条の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、厚生省令の定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の百分の二十五の額の追徴金を徴収する。但し、当該保険料額が百円未満であるときは、又は当該追徴金額が十円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の追徴金の計算において、第一項の規定により決定された保険料額に百円未満の端数があるときは、又は前項の規定により計算した追徴金に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 第一項の規定により決定された保険料額及び前二項の規定により計算された追徴金は、その決定がされた日から十四日以内に、政府に納付しなければならない。

(保険料等の督促及び滞納処分)  
第三十七条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、政府は、期限を

指定して、これを督促しなければならない。

2 前項の規定により督促をしようとするときは、政府は、納付義務者に対し督促状を發する。この場合においては、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分法の例によつて、これを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(東京都の区のある区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五条第二項の市にあつては区とする。以下同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

4 政府が前項の規定により市町村に対し処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつて、これを処分する。この場合において、政府は、徴収金額の百分の四を当該市町村に交付しなければならない。

(延滞金)  
第三十八条 前条第一項及び第二項の規定により督促をしたときは、政府は、徴収金額百円につき一日八錢の割合で、納期限の翌日から、徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金額は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金の計算において、徴収金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 延滞金は、左の各号の一に該当する場合は滞納についてやむを得ない事情があると認められる場合においては、徴収しない。

一 納入告知書一通の徴収金額が百円未満であるとき。

二 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき。

三 納付義務者の住所及び居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに不明のため、公示送達の方法によつて、納入の告知又は督促をしたとき。

四 延滞金額が十円未満であるとき。

5 延滞金額に十円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(帳簿の備付及び報告)  
第三十九条 事業主は、被保険者を雇用した場合は、厚生省令の定めるところにより、その事業所ごとに保険印紙の受払に關する帳簿を備え付け、その受払状況を翌月末日までに政府に報告しなければならない。

第六節 認可による被保険者  
第四十条 第八條に規定する日雇労働者以外の日雇労働者は、左の各号に該当する場合においては、日雇労働者健康保険の被保険者とし、その特例については、この章の定めるところによる。

一 労働組合の組合員であること。

二 その所属する労働組合の組合員全部が被保険者となることについて厚生大臣の認可を受けたこと。

2 前項に規定する日雇労働者をもつて組織する労働組合は、所属組合員の二分の一以上の者が希望するときは、同項第二号による認可の申請をしなければならない。

3 厚生大臣は、左の各号の一に該当する場合には、第一項第二号の認可を取り消すことができる。

一 組合員が四人以下となつたとき。

二 組合員の二分の一以上の者が希望するとき。

三 第一項第二号に規定する厚生大臣の認可を受けた組合(以下「認可組合」という。)が保険料の納付を怠り、又はこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき。

4 前三項に規定するものの外、第一項第二号の認可及びその取消に關し必要な事項は、政令で定める。

(保険料の負担)  
第四十一条 認可組合の組合員である被保険者(以下第四十四条及び第四十九条第二項において「組合員被保険者」という。)に係る日雇労働者健康保険にあつては、保険料は、当該組合員被保険者の負担とする。

〔保険料の納付義務及び納付の方法〕  
第四十二条 認可組合は、組合員被保険者が雇用される日ごとに、組合員被保険者が負担すべき保険料を、組合員被保険者に代つて、保険印紙をもつて納付しなければならぬ。

2 第三十五条の規定は、認可組合には適用しない。  
〔組合員被保険者の償還義務〕  
第四十三条 認可組合が、保険料を納付したときは、組合員被保険者は、厚生省令の定めるところにより、保険料に相当する額を当該組合に償還しなければならない。

〔適用規定〕  
第四十四条 第十条第一項、第三十条第三項及び第四項、第三十六条並びに第三十九条の規定の適用については、認可組合を事業主とみなす。この場合において、第十条第一項中「前二条の規定により被保険者となつたとき」とあるのは「被保険者となつたとき」と、第三十四條第四項中「日雇労働者を雇用する場合には、その所持する被保険者手帳」とあるのは「被保険者の所持する被保険者手帳」と、第三十六条中「第三十四条」とあるのは「第四十二条」と、第三十九条中「事業主は、被保険者を雇用した場合は」とあるのは「事業主は」と、「その事業所ごと」に「保険印紙」とあるのは「保険印紙」と読み替るものとする。

2 第三条において準用する健康保険法第八条、第八条ノ二及び第九条の規定並びに第四十七条におい

て準用する同法第八十三条ノ九第一項の規定は、同法第八条中「被保険者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者」とあるのは「日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合ヲシテ其ノ所屬スル者」と、同法第八条ノ二及び第八十三条ノ九第一項中「事業主」とあるのは「日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合」と、同法第九条中「又ハ被保険者タリシ者ノ勤務場所」とあるのは「若ハ被保険者タリシ者ノ勤務場所又ハ日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合ノ事務所」と読み替えて適用するものとする。

3 同一人が、一日において、第八条の規定による被保険者として同条に規定する事業所に雇用され、及び組合員被保険者として雇用された場合における第三十四条及び第四十二条の規定の適用については、認可組合を組合員被保険者を雇用する事業主とみなし、第三十四条第二項の規定を適用する。  
4 第二十五条中健康保険法第五十九条に係る部分の規定は、組合員被保険者に係る日雇労働者健康保険法については適用しない。

第七章 審査の請求及び訴訟  
〔保険給付に関する不服の申立〕  
第四十五条 保険給付に関する決定に不服のある者は、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律に規定する社会保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、同法に規定する社会保険審査会にさらに審査

を請求することができる。  
2 前項の規定により社会保険審査官に審査を請求した日から六十日を経過しても、審査の決定書の交付がないときは、当該審査の請求をした者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会にさらに審査を請求することができる。

3 第一項又は前項の規定による社会保険審査会の決定に不服のある者は、裁判所に訴を提起することができる。  
4 第一項又は第二項の規定による審査の請求は、時効の中断に関するときは、裁判上の請求とみなす。  
〔保険料の徴収等に関する不服の申立〕  
第四十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は第三十七条の規定による処分不服のある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。

〔準用規定〕  
第四十七条 健康保険法第八十三条ノ六から第八十三条ノ十三まで、第八十六条及び第八十六条ノ二の規定は、前二条の規定による審査の請求及び訴訟に関して準用する。

第八章 罰則  
〔関係公務員に対する罰則〕  
第四十八条 当該公務員又はその職にあつた者が、故なく、第三条において準用する健康保険法第九条ノ二の規定による診療録の検査に關し知得した医師若しくは歯科医師の業務上の秘密又は個人の秘密

を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知得した公務員又は公務員であつた者が、故なく、その秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。  
〔事業主に対する罰則〕  
第四十九条 被保険者を雇用する、又は雇用した事業主が、左の各号の一に該当する場合においては、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。  
一 第三条において準用する健康保険法第八条又はこの法律の第四十七条において準用する健康保険法第八十三条ノ九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提示せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提示し、又は出頭しないとき。  
二 第三条において準用する健康保険法第九条の規定による質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。  
三 第三十四条第三項の規定に違反して保険印紙をちよう付せず、又は消印しなかつたとき。  
四 第三十九条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

2 認可組合については、前項中「被保険者を雇用する、又は雇用した事業主」とあるのは「組合員被保険者に係る認可組合」と読み

替えて、同項の規定を適用する。  
〔事業主以外の者に対する罰則〕  
第五十条 前条に規定する者以外の者で、被保険者、保険給付を受くべき者その他の関係者が、左の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。  
一 第三条において準用する健康保険法第八条ノ二又はこの法律の第四十七条において準用する健康保険法第八十三条ノ九第一項の規定による申出、届出若しくは報告をせず、虚偽の申出、届出若しくは報告をし、文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、出頭せず、又は医師の診断を拒んだとき。  
二 第三条において準用する健康保険法第九条又は第九條ノ二の規定による質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。  
三 第十条の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

〔両罰規定〕  
第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注

意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者が、その団体の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その団体に對して、各本条の罰金刑を科する。この場合においては、前項但書の規定を準用する。

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表する外、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定を準用する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十八年十月廿五日から施行する。

2 健康保険法の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。  
第十三条 五人以上ノ労働者（第十四号ノ一ニ該当スル者ヲ含ム）ヲ使用スル左ノ各号ノ一ニ該当スル事業以外ノ事業ノ事業所（事務所ヲ含ム以下同ジ）ニ使用セラルル者ハ健康保険ノ被保険者トス（但シ開又ハ法人タル事業場ニ限リ在リ）

一 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植作物ノ栽培、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農村ノ事業

二 動物ノ飼育又ハ水産動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産、養蚕又ハ水産ノ事業

（国民健康保険法の一部改正）

3 国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第八条ノ第十五第一項第一号、第十四条第一項第一号及び第三十七条ノ四第一項第一号中「健康保険ノ被保険者」の下に、「日雇労働者健康保険ノ被保険者」を加える。  
（地方自治法の一部改正）  
4 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中五十一の次に次のように加える。  
五十一の二 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第...号）の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて日雇労働者健康保険に関する事務を行うこと。

別表第四第二号中二十四の次に次のように加える。  
二十四の二 日雇労働者健康保険法の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて日雇労働者健康保険に関する事務を行うこと。

5 社会保険診療報酬支払基金法の（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。  
（昭和二十三年法律第二百九号）  
第一条中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）」の下に、「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第...号）」を加える。

6 地方財政法（昭和二十三年法律第九十号）の一部を次のように改正する。  
第十条の四第六号中「健康保険」の下に、「日雇労働者健康保険」を加える。

7 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「第三十八条の十二第一項」の下に「又は日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第...号）第三十四条第一項若しくは第四十二条第一項」を加え、同条第二項中「及び失業保険法」を「失業保険法」に改め、「失業保険印紙」の下に「並びに日雇労働者健康保険法第三十四条第一項及び第四十二条第一項に規定する日雇労働健康保険印紙」を加える。

8 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。  
第五十五条第五十七号を次のように改める。

五十七 健康保険（日雇労働者健康保険を含む）及び船員保険に關し、療養に要する費用を定めること。  
第五十五条第五十七号の次に次の一号を加える。  
五十七の二 政府の管掌する健康保険並びに日雇労働者健康保険及び船員保険に關し、診療契約を締結すること。  
第五十六条第六十二号中「厚生年金保険」を「日雇労働者健康保険、厚生年金保険」に改める。  
第十四条第二号の次に次の一号を加える。  
二の二 日雇労働者健康保険事業を行うこと。

第二十九条第一項の表の社会保険審議会の項中「船員保険事業」を「日雇労働者健康保険事業、船員保険事業」に、同表の社会保険審査会の項中「健康保険」を「健康保険、日雇労働者健康保険」に改める。  
（社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律の一部改正）  
9 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律の一部を次のように改正する。  
第一条中「健康保険事業」を「健康保険事業（日雇労働者健康保険事業を含む。以下同じ）」に改める。  
第三条中「健康保険」を「健康保険（日雇労働者健康保険を含む。以下同じ）」に改める。

第二十三条中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）」の下に「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第...号）」を、「健康保険法第十一号ノ二」の下に「日雇労働者健康保険法第三十七条第三項及び第四項」を加える。  
（結核予防法の一部改正）  
10 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。  
第三十七条第一項中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）」の下に「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第...号）」を加える。  
（所得税法の一部改正）  
11 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第八条第六項第一号の次に次の一号を加える。  
一の二 日雇労働者健康保険法の規定により被保険者として負担する日雇労働者健康保険の保険料

（地方税法の一部改正）  
12 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
第二百六十二条第三号中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）」の下に「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第...号）」を加える。  
第六百七十二号第三号、第七百四十四号第十一項及び第七百七十七号第四項中「健康保険法」の下に「日雇労働者健康保険法」を加える。

第一類第八号 厚生委員会議録第十五号 昭和二十八年七月七日

（事業主が個人たるモノヲ除ク）

（国庫出納金等端数計算法の一部改正）

13 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。  
第七條第一項第七号中「延滞金」の下に「並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）第三十六條第二項及び第三十八條第一項の規定により徴収する追徴金及び延滞金」を加える。

○八木（一男）委員 両社会党の共同提出になります日雇労働者健康保険法案の提案理由を御説明申し上げます。  
配付申し上げました法案の末尾についておきます理由書をまづ朗読いたします。

日雇労働者である被保険者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡または分岐及び被保険者によつて生計を維持する被扶養者の疾病、負傷、死亡または分岐に關し、政府が保険給付を行ひ、あわせて被保険者及び被扶養者の福祉に必要な施設をし、もつてその生活の安定に寄与する必要がある。これが、この法案を提出する理由である。この理由によつて本案を提出したわけであり、これより少しくその内容を御説明申し上げたいと存じます。

社会保障制度確立が要望されておる今日において、まだその全般について非常に不十分であります点は、お互いに遺憾とするところでございます。その中におきまして、やや実効を取めておりますものは、健康保険がその一番おもなものであると私どもは考へておるわけでございますが、この健康

保険法が、特に賃金の少い、就労状態の不安定であります日雇労働者には適用になつておらないという点、非常に不均衡であり、また当該労働者諸君には非常に気の毒な状態にございませぬ。ここにこの日雇労働者健康保険法案によりまして、この人たちに對して健康保険の恩恵に浴していただきたいという意味において、この法案を提出したわけであり、元來政府案として同名の法律案が提出されておりましたので、それとの違いを一言御説明申し上げます。趣旨、内容を明らかにさせていただきます。

まず第一に政府案との大きな違いの一点は適用の範囲であります。政府案の場合には、健康保険法に準じて職種の制限がたゞさんあるわけであり、農林、牧畜、水産業を除いてその他すべての職種に適用するので、職種の点において大いに恩恵がはかられておるわけであり、次に農林、牧畜、水産業でもその事業主が法人である場合はこれを適用するということになつておりますので、その職種の方もほとんどこの適用の範囲に入るわけでありませぬ。

第二点といたしましては、事業場の大きさの制限の問題でございます。政府案は現在の健康保険法の例にのつて雇入れ五名以上の事業所に適用される日雇労働者に適用することになつておりますが、本案におきましては日雇労働者もあわせて五名以上の事業所に適用するということになつておりますので、その大きさをわけておきまして適用者の範囲が拡大されるわけでありませぬ。

次にもう一つの大きな特長は、認定による被保険者というものがあつて、現在の政府案によるような範囲のときに、また本案による先ほど申し上げたまでの範囲に入らない人も、その適用を受けたいという人が労働組合を結成して、厚生大臣の認前を受けたときに適用を受けられるという点が内容に入つておりました。この意味で大いに適用範囲が拡大しているわけでありませぬ。例を申し上げますと、付添看護婦というふうなものでありまして、この方々は健康保険を大いに必要とするわけでありませぬが、その雇用状態は患者に雇用されるということになりませぬので、患者が五名以上の看護婦を雇うということはめつたにありませんから、この人々はその認定による被保険者の範囲に入らないわけでありませぬが、それを救うためにこの点の中に入れておるわけでありませぬ。この意味におきまして、政府案では該当事者五千人と想像されておりましたが、本案におきましては約百万の被保険者があると推定されておるわけでありませぬ。

第二の違ひといたしましてはこの給付の内容の違ひでございます。政府案は療養の給付三箇月、また家族療養の三箇月、それのみでありまして、以下健康保険法にございませぬ。給付、たとえば傷病手当金の支給、埋葬料または埋葬費の支給、分岐費及び出産手当金の支給、保育手当金の支給、産院への収容、家族埋葬料の支給、配遇者分岐費の支給、配遇者保育手当金の支給等が全然給付内容にないわけでございます。本案はこの全部を含んで

おりました。療養の給付あるいは療養費の支給を政府案は三割で打切る内容を持つておりましたのに、本案は六箇月になつておる点がまた違ひの一つでございます。

給付の内容につきまして政府案との大きな違ひのもう一つは給付要件でございます。政府案は事故発生前の一箇月間にわたりまして二十八日間の保険料の納入を要件としたしておりました。本案におきましては二箇月間に二十四日以上保険料納入あるいは六箇月間に六十日以上保険料の納入、そのいずれか一つを満たすことによつて保険給付を受けられるというふうな要件になつておるわけでありませぬ。これはどのような考えで入れたかと申しますと、現在日雇労働者の就労の平均は、都会におきましては二十日を越えるところはございませぬが、地方に行きましては非常に少く、平均十六、七日、そういう状態にございませぬために、個人的のちよつとした事故の発生で、政府案に處られておりました二月、二十八日、すなわち一月、十四日以下に落ちる危険性が多分にございませぬ。保険料を納めておきながら保険事故が発生したときに保険給付を受けられないというふうな、非常に気の毒な状態に陥る危険性があるわけでございます。これを救うために、保険給付要件としてこの日数をくつと下げる必要があるわけでございますが、これをもし下げ過ぎました場合には、また反対に保険を受けるために、日雇労働者になるというふうな逆選択のおそれがございますので、徹底的に下げるわけにも参りませぬ。その結果といたしまして二月間に二十四日が最

も適當なものであるとわれわれは考へ、また六箇月間という長期間この労働者の立場にあつた場合には逆選択のおそれがあるもので、六箇月間の場合には一月平均十日、すなわち六十日以上で逆選択のおそれなしと認め、この二つの要件を給付要件としたわけでございます。

第四の大きな政府案との相違は、国庫負担でございます。この日雇労働者健康保険法の政府提出の案が、内容が悪くてほとんど保険の実態をなしておらないというところは、社会保障制度審議会においてももう認めておるところでございます。どうしてそのような内容になるかという理由は御承知の通りでございますが、現在の日雇労働者が保険料の多額な納入が困難であるという状態から参つておりました。大体におきまして日雇労働者の（〳〵）の組織、たとえば安定所の關係の労働者の組織、あるいは何々組といわれるような土建の組織、あるいはまた看護婦の労働組合の組織等の意見等を拝聴しますと、一日に八円以上の保険料納入は不可能であるという結論に達しております。でありますので、保険料が少り以上は、保険給付が少くなるのは當然のこととございまして、それで政府案はこのように内容が悪くなつておるわけでございます。これを救う道としていたしまして、この国庫負担を非常に大きくいたしました。保険料の納入の能力のない人々のこの状態を救つてあげるよりほかはないわけでございます。それで私どもは日雇労働者の多くの方々が生活保護法を受ける一歩手前にあるという観点におきまして、生活保護法の適用を受けている人は、医

療給付によりまして自分の負担なしに医療給付を受けておられるという実情から考えまして、少くとも二分の一の国庫負担は当然であるという見地におきましてこの法案を組み立てたわけでございます。

その結果といたしまして国庫負担は二分の一ということになっておりますので、それから当然出て来る結果といたしまして、保険の給付が政府案に比しまして非常に飛躍的によくなつていくわけでございます。これでも一般の健康保険法に比較いたしましてその内容が低下いたしておりますのは、提案者の一人といたしまして非常に遺憾なのでございますが、保険であります以上二分の一以上の国庫負担ということは通例として考えられませんが、また被保険者にあたるべき人たちの生活状態から八円以上の保険料は不可能でございますので、現在の状態におきましてはこの案が最もいい内容を含んでおるものと私どもは確信いたしておるわけでございます。

その他この法案に関連いたしまして、この法案と歩調をそろえるために健康保険法におきましても改正が必要でございますので、本案のあとの条文におきまして、健康保険法の改正もこれに合わせるように中に組み入れられておるわけでございます。施行期日は本年の十月一日、従つて保険給付を受けるのは十二月の一日からということになるわけでございます。約百万の該当者といたしまして国庫負担に要する金額は三十八億四千万円、保険給付についでこの金額でございます。別に事務費といたしまして現在政府の提出している予算で足りると考えておるわけ

でございます。でございますので、恒常的な年におきましては事務費負担三億四千万円、そして給付の内容が三十八億四千万円で、合計四十一億四千万円を要します。本年度におきましては経過期間がございまして、十二月一日から適用するのいたしまして、本給付に要する金額はその三十八億四千万円の三分一で足りるわけでございます。以上で大体の御説明を終るわけでございますが、この健康保険法案が通ることによりまして、全国百万の日雇い労働者が非常に救われるということは委員各位のもうすでに御洞察の通りだと存するわけでございます。この日雇い労働者の諸君がもし一旦病氣になりましたときには、ほかに恒産が全然なく、またほかの救済の措置も非常に不十分でございますので、一家心中の一步手前まで追い込まれておるわけでございます。本案が委員各位の御審議によりまして通りました場合には、百万の人々の相当の部分が救われて現実に命が助かるというふうな状態が現れますことをどうかよくお考えいただきまして、政府が一応この法案を提出した勇氣は賞讃に足るものでございまして、その内容は実に羊頭を掲げて狗肉を売るといふようなたぐいでございまして、どうかよく御洞察いただきまして、ただいま御説明申し上げております。両社会党提出の日雇労働者健康保険法案に対しまして、御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。次第であります。

○小島委員長 以上で本法案の提案理由の説明は終了いたしました。本法案の質疑については次会に譲ることといたします。

○小島委員長 次に社会保険審査官及び社会保険審査会法案を議題といたしまして、前会に引続き質疑を行うことといたします。降旗徳弥君。

○降旗委員 委員の手に元配付になりました資料の中から、二質問を試みたいと思ひます。

資料の中に社会保険審査会開催数及び受理・処案件数調という一覧表がありますが、これによりまして、二十七年五月以降この未処理の件数というものは非常に急速に多数になつております。この点について何か特別の事情がありましたかどうか御説明をお願いしたいと思います。

○久下政府委員 最近におきまして未処理件数が比較的ふえておりますが、特別な事情はありません。ただごらんをいただいておりますように、審査請求の件数が逐年、逐月増加いたしておりますので、その比較において未処理件数が増加しているものと解釈いたしております。もつとも多少のときにより、月によりまして委員の方々の御都合等がありまして、ある月は全然審査会が開催されておらないというふうな月も最近ございまして、そういう点も影響はいたしておると思ひますが、根本的に受理件数が逐次増加しておるということが大きな原因だと解釈しておるのであります。

○降旗委員 この一覧表によりまして、審査会の開催のまづたくなかつた月は十二箇月となつており、この一覧表の三十六箇月の三分の一を占めておりますが、これはどういふわけござ

いまいしうか。

○久下政府委員 これは現在の審査会の構成とその運営の実情を申し上げておく必要があると思つております。御案内の通り現在の審査会の構成は、非常勤の委員をもつて構成されております。さらにその内訳は、私どもの所管をしておる各保険ごとに労働中立各二名ずつの委員で構成をしておるわけでございます。それで現在のやり方は、各種保険ごとに各地方から各種の請求が出ておるわけでございますが、受理審査をいたします場合には、順次申請の期日の順に審査を進めるといふような扱いをしておるのでござい

ます。また一方におきまして、審査をいたします場合には、法律の規定もございまして、各保険について少くとも一名の労働中立の代表者の委員が出せんと審査をしないといふふうなやり方をしておるのでございまして。その關係上、実は具体的に審査会を開こうと思ひましても、いろいろ本務を持つておられる方が多いものでございまして、中にも立の委員の方あるいは事業主の委員の方で支障が起る方があつたのであります。せつかく予定いたしました日に開催ができません、またあらためて各委員の御都合を伺つて会議の日をきめるというふうなやり方をしておりますために、実際にはこういう開催をしておらない月が相当多いのでございまして、開催をいたしますために各委員との連絡は常時間断なくやつておるのであります。

○降旗委員 それで、ただいまの御説明にありますが、それによりまして、今度は非常勤が常勤になるようになつております。そうなつた場合に、これらの表の上になんか変化が起りますか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 ただいまお話の通りでございます。そういうふうな実情でございますので、常勤の審査委員を設けまして審査に当り裁決をいたすことになつたわけでございます。その結果期待をされますことは、三人の審査委員が毎日勤めておりまして、そして審査あるいは裁決をいたします結果、一面におきましては申すまでもなく審査、裁決の能率が上るといふことが期待できます。もう一面におきましては、裁判所のように審査委員自身も事件の内容を責任をもつて審査をし、責任をもつて証人喚問、鑑定人の尋問あるいは証拠調べその他をいたすことができて、文字通り審査委員の責任においてその自由心証のもとに公正な判断がされると期待いたしますのであります。私どもとしては専任の審査委員を置くことによつて、今申上げた能率の点のみならず、審査の内容についても十分徹底した公正な判断が行われるものと期待をいたしておる次第でございます。

○降旗委員 ただいまの御説明によつて大体了承いたしました。しかしながら法を改正する以上は、この未処理件数五百十一件をいつまでも未処理にしておいたのでは、法の改正の意義をなさないと思つて、従つてこれらの未処理件数は、かくのごとき法改正の結果によつて可及的すみやかに処理されるものと期待するのであります。その点について伺ひたいのであります。

○久下政府委員 仰せの通りであります。私どももいたしまして、常勤の審査委員が置かれることによつて未処理の件数が漸次解消して参ることを思つております。

○柳田委員 昨日も杉山委員から御指摘があつたのでありますが、本改正案で、社会保障制度審議会長の有田八郎氏及び社会保障審議会長末高信氏両方から出ております答申案は、いずれも三者構成をうたつてあるわけでありませんが、その答申案の精神は——おそろく御答弁では、審査委員のほかに利益代表者が二名入るといふことでお答えになると思つておりますが、わざわざこの法には、審査委員は三者構成を破つて、三名を公益のみにおいておやりになるという特に強い線を出されまして、その根本的な考え方はどういふものですか。

○久下政府委員 根本的な考え方は、降旗先生のお尋ねにお答えしたとことと重複いたすのでありますが、私どももいたしましては、昨年来約一年くらい後でないといふ裁判が行われたいという実情になつて参つたのでございます。これは制度を現行のままといつたしまして、さういふ結果でございますが、今度の改正案にも現われておりますように、新たに標準報酬に關しての不服がありましたが、審査官及び審査会の審査を請求することができるといふことになつてございます。なお、私どもとしては大体さうしたいと思つて考へておるのでございますが、被保険者資格につきましては、現在その資格が発生した時日等につきまして、その者として不服がありまして……

みにして三者構成をやめられた根本趣旨はどういふところにあるかといふことを尋ねておるのであります。

○久下政府委員 そのことを御説明申し上げようと思つてやつたことと申す。さういふふうにして新しい審査事項も漸次ふえて参りますと、現在でもかような状態でございますが、ますます審査の請求件数もふえて参ると思ひます。さういふことは、非常勤で他に本務を持つておられる方々に委員をお願いしてやるということ、實際問題として能率の点からいつて適當でない、十分に被保険者の利益を早く保護して差上げるという本来の目的に沿わない、さう考へて非常勤の委員を置くという考へ方にいたしましたわけでございます。

○柳田委員 私は局長はもうちよつと頭がよいかと思つた。今の御答弁は、非常勤の委員では審査が非常に遅れて、現在降旗委員の御指摘のように、この表にありますが、百五十一件からの未処理ができておる、さういふのをスピーディーに処理せんがために非常勤の委員をつくつた、さういふ意味の御答弁です。非常勤の委員を非常勤の委員にするのはどういふ理由かといふことならば今のあなたの御答弁は満点だと思ふ。しかし私の質問しているのはさうじゃない。公益代表のみにして三者構成を破つた理由はどこにあるかといふことを聞いておる。今まで非常勤の委員であるときには開催されぬ月もあつた、従つて百五十一件から審理がたまつておる、さういふのをものと早く処理して事業主及び被保険者の利益を擁護せんとするために、さういふ非常勤の委員を制度にしてこれをどん／＼

処理する、この趣旨はわれ／＼は了承する、この改正案が一步前進した、その点は認めるが、三者構成を破つて公益だけでこれを構成された、その理由はどこにあるかといふことを聞いておるのであります。

○久下政府委員 専任の審査官を置きまことに、他の被保険者なり事業主の利益は全然代表しないものであるといふふうにお考へになると、さういふ結論にならうかと思ひますが、私どもは必ずしもさうではないと思つておるのであります。むしろ全体の立場に立つて公正に判断のできる人が、国会の承認によつて選ばれるのでありますから、さういふ点から申しまして、従来の考へ方の労資双方の代表の外にある中立委員だけに今度の審査委員として仕事をせよというふうにお考へますと、さういふことにならうかと思ひますが、その点は多少デリケートな違いがあると思ひます。なお同時に、これはお考へにならぬかもしれませんけれども、利益代表委員といふものが置かれまして、實質的には従来の労資双方の代表委員の主張が十分審査会の決定に反映をすることのできるように、さういふ制度が設けられておる、これは裏からの申分で、あるいはお考へにならないかもしれませんけれども、さういふ点も考へ合せますときに、私は今の御尋ねに對しましては以上申し上げたように考へております。

○柳田委員 だからこの質問には、利益代表を二名加えておる、さういふ御答弁もあるかもしれません。さういふことを、最初私はずきを打つてあるので、だからそれは別に御答弁にならぬ

でもいい。問題はこの三者構成を私は必ずしもこれが万全とは思わない。三者構成になると、どうしてもやはりそれ／＼わが田に水を引くといふことは私はあり得ると思ふ。だから三者構成すると、みなそれ／＼事業主は事業主の側の利益代表をやる、被保険者は被保険者の側に立つて利益代表をやる。自分の側にのみ立つて全般的の利益を考へない。だからさういふことになしに、公益だけでやりまして、さういふ率直な見解なら御見解でいい。さういふことを私は聞いておるのであります。このたびの改正案においてもなお非常勤であります。利益代表は二名入つておる。それは知つておる。だからそのことはもうお答へ願わないでいい。ただこの三名の審査官を公益のみによつて構成されといふことは、いかなる理由かといふことを率直にひとつ承りたい。

○久下政府委員 繰返して申し上げるやうで恐縮でありますけれども、柳田先生のお話は、従来の三者構成のうちの一部である公益代表だけが、今度の審査委員会の委員になつていふふうにお考へに立つての御質問のやうでございますが、私どもは必ずしもさう考へておらないのであります。全然今度の審査会の委員といふものは、さういふふうな意味のとは性格が違ふのであります。もつと別の立場で公正に事件の判断のできるやうな方にお願いをするといふだけでございます。そのうちの一部であるところの中立委員と申しますか、公益代表委員と申します。さういふものに必ずしも一致するといふことは言えないと思ふのであります。さういふふうにお考へてお

であります。さういふふうにお考へております以上、ただいま先生のお話に對しては、実はそれ以上のお答へがいたしかねるのであります。

○柳田委員 さうすると公平なる見地に立つて処理したい。だから裏から考へると、今私もちよつと触れましたが、従来の被保険者代表、事業主代表はとどかく一方の立場に片寄つて、そのものの利益のみをあまりに擁護するきらいがあるから、これをオミットした方がいゝ、大体さういふふうな考へ方から出されたのであります。

○久下政府委員 私は逆は必ずしもさうとは思つておりませんし、事實もさう考へておるものではありませぬ。もしさうでありますならば、利益代表委員を設けて、この方々に審理に参画し、いろ／＼な審理上の請求権を認めるといふこととそれ自身が、私はおかしなことになるかと思ひます。決して従来の利益代表委員が自分の部門の利益のみを主張して適當でなかつたからといふやうな考へ方は、この制度を設けますについては何も考へておりませぬ。

○柳田委員 それならば、昨日杉山委員も言われたやうに、この三月二日付に社会保障制度審議会から「社会保障審査法の制定については、さきに本審議会が勧告した趣旨、特に三者構成の趣旨に副はない点がある」と考へられるので、慎重に考慮されたい。社会保障制度審議会が勧告した三者構成の趣旨に沿わないといふことを、はつきり諮問機関であるところの社会保障制度審議会から出て来ておる。同時にまた厚生大臣の諮問機関であるところの社会保障審議会長からの二月十八日の答申案

にしても、この改正せんとする趣旨はよろしいが、しかし社会保険審査委員会の構成については、常勤の公益委員をもつて組織することは適当と考え、従来の社会保険審査会において利益代表委員が果した弁護的機能はなおこれを存置すべきであり、又公益委員の人選については、利益代表委員の意見を徴することを明文化するとともに、その定数を五名とすべきである。とわざ／＼こうして答申が出ておられるから、この答申案は当然これは尊重しなければならぬと思うのですが、この答申案がわざ／＼出て来ているのに、なおかつこの中立代表の三名のみをもつて構成されるという考えは、どういふところから出て来られるのですか。

○次下政府委員 まず社会保険制度審査会の答申でございしますが、確かに審査会は、第一次勧告の際に、社会保険に関するいろいろな請求事件を審査をいたしましたために、三者構成の委員を設けるということを勧告されておられると、私どもは承知いたしておるのであります。しかしながら私どもが、結論として現在の制度がそうなつておりますものを、あえてかような制度にかえようとしたしておりますゆえんは、先ほど来申し上げておりますように、何分にも未処理件数が増加をしております。これから先新しい保険制度ができ、新しい審査事項が増して参りますと、ますますこの傾向が増して参ります。三者構成をいたします以上は、どうしても非常勤の委員としてお願いをしなければならぬことになり、願います。根本的にその辺の關係が食い違ふと思ひましてどういふ案をつ

つたのでありまして、その後のこの案についての答申、昭和二十八年三月二日の社会保険制度審査会の答申は、今先生のお読みになられた通りでございします。しかし結論としては慎重に考慮されたいという言葉が使つてありまして、私はそのときの審議にも立会い、いろいろ御説明を申し上げておつたものでございしますが、私の受けておりました感じでは、これはこの制度は適当でないから反対であるというふうなところまで強い御意向の皆さんの意見であつたと考へておらないのであります。さきに勧告している点もあつたので、その点については十分その趣旨に沿うように考へてくれというふうなお話でございします。私どももこの点に提案いたしました案と、ごく一部でございしますが、内容をかえまして、利益代表委員の審理に関する権限をなやましたりいたしましたところもあるものでございします。さやうなことで、できるだけ利益代表委員の権限を増し、その結果三者構成の精神を極力生かすようにいたしたつもりでございします。それから社会保険審査会の方の答申は、ただいま御朗読の通りでございしますが、これは私どもの案はそのままになつておると考へておるのであります。ただ問題になつておるのは、利益代表委員の意見を徴して人選をするということについて、明文化されておられませんし、委員の定数が五名という答申が三名になつて来

ておるのでございしますが、これも杉山先生の間御質問にお答え申し上げました通り、まず人選についての明文化につきましては、制度の建前から明文化することは適当ではないかと思

ついておりますが、実際の運用につきましては、どういふようなことをはつきりとお約束しておりますし、実行をいたす所存でございします。それから定数の方は五名にいたしませんでも、三名で現在の段階においては当分審理上の能力は達し得ると考へまして、三名にいたした次第でございします。基本的に社会保険審査会の答申に對しましては、私どもの案それ自身がこの審査会の答申によつてできておると申しても、私はいいと思つております。

○柳田委員 私は今の社会保険制度審査会の答申案をかうに思ふのです。この「慎重に考慮されたい」といふのは、これは最後の締めくくりとして、答申案としてやわらかく表現しておられるだけで、この答申案の基本的な骨子は「さきに本審議会が勧告した趣旨、特に三者構成の趣旨に副わない趣旨があると考へられるので、」これがこの文章の主文をなしておるのであつて、最後の「慎重に考慮されたい」といふのは、これは表現方法を非常にやわらかくしただけである。私は小学校以来習つた私の國語の理解力ではかよ

うに解釈しておる。ところが局長はこの小学校でお習ひになつたか知らぬが、局長の理解力では「特に三者構成の趣旨に副わない趣旨がある」といふことをばかされておつて、「慎重に考慮されたい」といふ点ばかりを強調されておる。これはいくら言つても水かけ論になるからやめますが、これは一つ

から出て来ましたそれ／＼の案件を早く処理するといふ点ではわれ／＼は了承するのですけれども、どうも私がいささかふに落ちぬのは、最近の官僚といふものが、こういうふうな特別職の取合をしておる。たとえばこの欄を見ましても、運輸省が運輸審議会をつくつたら運輸省もひとつ割り込もうといふことになつた。今度はおれのところの省も割り込もうじやないかといふやうな気分が多分にある。そうして局長をおやめになつたあと、これは失礼な話ですが、どこも引受け手が無い。それを引受けられるたいへんけつこうな席を設けてある。また各省ともどうもこういう線をねらつておる傾向が多分にある。厚生省としてはなかく／＼い

いところを見つけれらたと思ふのであります。きよはさういふ品のないことにはもう言ひませんが、しかしながら今から考へると、これは多分にあることは事実であります。従つて事業主代表やら被保険者代表にこの席を譲らなれといふやうなことはどういふ考へられない。これはうば捨て山になるか、うば拾ひ山になるかわかりませんが、どちらかです。だから根本の趣旨はそこにあつたのではないかと考へます。そのやうなことはいふから答申しても、絶対そうだと言ひつこないから言ひませんが、何度考へても、私はこういう官僚意識の強い、しかもまず官僚階級事業のやうな、しかも特別職で高給を呈するやうなところに祭り込んで、さうして実際に非民主的になつたやうなこの法案には賛成することはできないのであります。これはどういふ三者構成でおやりになるのが一番よろし

続行することにいたします。

い。それならば現在の三名でスピーディーに行けると思う。五名にしなくていい。その三名を中立側からとる、被保険者側からとる、あるいは事業主の側から出して、そしてその中において委員長を互選する、そういうふうな線に改めるならば、これはわが党としてはまた大いに考え直す点がある。私はそこまで持つて行かなければ嫌であると思う。そういう点に対してひとつ御見解をお伺いしたい。これは局長でなく大臣に答弁願うところかもしれないが、政府委員でけっこうです。

○久下政府委員 人選について重ねてお尋ねでございますが、具体的にはまだ何もきめておりませんので、これはおそらく大臣にお答えをいただきまして、ただいまの段階ではお答えができませんかと思ひます。しかしながらこの社会保険審査会の構成というものは、私どもは一つの裁判所的な機能を行政的に果して行くというふうな考えでおりますので、そういう考えからいたしますれば、実質的には裁判官と同じものである。これをただいろいろな手数上とかその他の費用を要せず、簡易迅速にやるために行政部内に置いたということにすぎないと考えておるのであります。そういう点から御判断をいただきますれば、この人選につきましても御心配のようなところはおそらくないのではないかと、さように考えております。

○小島委員長 本案につきましては他に質疑の通告がございますが、杉山委員の要求の政府委員が、予算委員会が給料として出られないというところでございますから、次回に質疑を

○小島委員長 続いて戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び未帰還者留守家族等援護法案の両案を一括して議題とし審査を続けたい。質疑の通告がありますから順次これを許可いたします。青柳一郎君。

○青柳委員 私は厚生大臣の御出席を求めて、大臣に対して御質問したい点が多々あるのでありますが、大臣の御出席がございませんので、まず事務当局にお話ししまして、そのうちの重要な問題につきまして、重ねて大臣の出席のもとに御答弁を願いたいと思ひます。

まず第一点は、今回の戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正におきまして、大平洋戦争中旧国家総動員法に基いて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組員、これは戦時中軍人軍属と同様の戦争の危険にさらされて、また軍人軍属と同様の任務に服していたものであり、その危険の程度は軍人のそれに比肩し、あるいはそれ以上に及んでおるので、この法律の援護の対象とする、こういう大臣の御説明であったのであります。私は徴用船員の遺族に弔慰金、年金が出し得ることにつきまして、まことに御同慶にたえないのであります。しかしながら翻つて、船員のほかに同じ程度の犠牲を受けた方がおられるのであります。それはこの援護法の三十四条の二項によりますと、やはり国家総動員法によつて動員せられた学徒あるいは徴用工等にして戦艦によつてなくなつた者もおられます。また満洲の原野に開拓団員として働いた人、またはあの原爆の被害を

受けた国民義勇隊の隊員などもおるのであります。徴用船員をこの援護の対象とするならば、なぜこれらの方々を援護の対象としなかつたかという点であります。これらの学徒、徴用工、開拓団員、国民義勇隊の隊員なども、弔慰金についてはこの法律で軍属と認められておるのであります。私は大体考へるのでありますが、戦争の末期において、あの学徒動員あるいは徴用工などの制度ができました。あれはやはり国家の強制力によつてひつぱり出されたものでありますから、これらの者に対しては、当然恩給法と同じような法律制度ができるべきであつたのであります。しかるにそのひまがなくてあの敗戦となつてしまつた。これらの方々是非常に気の毒千万であります。そういう点から考えましても、これらの方々の遺族に對しまして、船員に對して今回とられたと同じような処置があるべきであると存するのであります。政府当局はいかがお考えでありますか、この点について承りたいと思ひます。

○田邊政府委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正によつて、船舶運営会の運航する船舶に乗組んでいる船員、つまりC船員であります。それを軍属に加えるならば、なぜ他の戦争犠牲者、特に現行法三十四条によつて、弔慰金の対象となつておる学徒動員法による動員学徒その他の者に對して、同じように軍属の範囲に加えるようにしなかつたかというお尋ねであります。実は昨年この法律を御審議いただきました際に、お説明申し上げました通り、戦没者遺族等援護法の大部分は、軍属恩給の暫定措置法たる性格を持つものであります。今回の軍人恩給の復活に伴ひまして、これらの軍人に關する部分は原則として軍人恩給法に移すことになつております。ただ一つ例外をいたしました。戦地において戦死いたしました軍属、これらの方々に對しましては当初よりこの援護法の対象といたしております。その理由は戦争中内地において陸海軍の雇用人であつた方々には、実は陸海軍の共済組合から、戦死した場合には弔慰金、負傷した場合には傷害年金を給する制度を、終戦直前に設けたのであります。内地において陸海軍におられた方々、内地の方々にこの制度を設けたのに、戦地の方々よりも一層危険が多く、また勤務もはげしかつたのであります。なぜそういう制度がないか。その理由はただ当時そういう制度を設ける時間的余裕がなかつたというにすぎないのであります。当然戦争中にこの方々にもそういう恩恵を設けべきであつたにかかわらず設けられなかつたかというの事実はあつたのであります。これは内地の軍属に對します制度は、陸軍共済組合あるいは海軍共済組合を利用してそういう制度を設けましたので、簡単にそういう手が打てたのであります。外、外地の陸海軍の軍属に對しましては、特別な立法措置が必要であつた関係上、時間的に扨切れになつてしまつた、そういう関係がありますので、この援護法におきましては、最初からその方々を取上げて、内地の陸海軍の軍属と均衡を保つようにいたしましたのであります。その際動員関係の方々の援護の問題も十分審議されたのであります。これをどこで線を引くかとい

うことが非常にむずかしい問題でございまして、いろいろの論議を重ねたのであります。局どういふ方々は年金の対象とはしないが、弔慰金の対象として取上げることに国会において決定になつたわけでありまして、今回徴用船員を取上げましたのは、実は同じ船員でも、甲船員、乙船員というのがあります。甲船員というのは陸海軍固有の船員であり、乙船員というのは、若干甲船員とは違つておられますが、しかし身分において、また国から給料が出ておる点において、甲船員と区別がないという点をよく研究調査し、この点の確認もできましたので、この援護法の対象といふのであります。ところがC船員は当時から最も要望の強かつたグループでありまして、実はこの方々の戦死しておる率は非常に高いのであります。それから想像いたしましたも、その勤務の状況、あるいは危険の程度といふものは、軍人、軍属とまつたく同じであり、被害の状況はそれ以上であつたと認められるのであります。その性質をよく分析して考えてみますと、船舶運営会と申しますのは、国家総動員法によつて設立されたものであつて、国家が使用権を決定した船舶運航の責めに當つておつたのであつて、いわば一種の国家機関たる性格を持つものと考えてさしつかえなかつたと思つておられます。しかも船員はすべて徴用であります。自己の意思にかかわらず国家の権力によつて動員せられた間に、強制的な使用従属関係を設定せられておられて、他の軍人軍属の方々とその点きわめて似ているので

受けた国民義勇隊の隊員などもおるのであります。徴用船員をこの援護の対象とするならば、なぜこれらの方々を援護の対象としなかつたかという点であります。これらの学徒、徴用工、開拓団員、国民義勇隊の隊員なども、弔慰金についてはこの法律で軍属と認められておるのであります。私は大体考へるのでありますが、戦争の末期において、あの学徒動員あるいは徴用工などの制度ができました。あれはやはり国家の強制力によつてひつぱり出されたものでありますから、これらの者に対しては、当然恩給法と同じような法律制度ができるべきであつたのであります。しかるにそのひまがなくてあの敗戦となつてしまつた。これらの方々是非常に気の毒千万であります。そういう点から考えましても、これらの方々の遺族に對しまして、船員に對して今回とられたと同じような処置があるべきであると存するのであります。政府当局はいかがお考えでありますか、この点について承りたいと思ひます。

ありますが、しかもその業務たるや甲船員、乙船員とまったく同じように、兵員及び軍需物資の輸送に当つたのでありまして、場合によつては第一線の作戦にも参加しておつたのでありまして、その任務の状況から申しまして、一一般の軍人、他の雇員と何らかわりはなかつたか考えるのであります。またその危険の程度におきましては、実に高い戦死率を示して居るのであります。多数靖国神社におまつりされて居る方もあります。また金賜勲章をいただいで居る方も相当おありになるのであります。また一面から考えますと、かような状況であつたので、当時政府の内部におきましてこれらの方々に対しては、国家補償をなすべきであるという議論が起つたかと考えられるのであります。ところが、この方々の遺族に對しましては、全額国庫負担をもつて船員保険法によりまして差上げて居るということ、逆に申し上げますとこれらの方々に對しまして当時すでに国家補償の道を開いておつたかと考えられるのであります。しかもC船員であつたが、乙船員であつたかということは、ただそのとき、乗組む船によつて違ふわけでありまして、ある人はあるときは乙船員であつた、ところが今度はまた別の船に乗つたならばC船員になる。たまたま沈没したときに乗つておつた船が乙船員であつたために対象になる。そうでなかつたというところのためにC船員として対象から漏れるということ、その均衡を失するということ、いろいろ総合的に考えまして、C船員だけは他の船員と同じように援護の対象とすることが、結論的に妥当であるというふうに考へて対象といた

したのであります。こういう点から考へますと、民間の工場に配置されます徴用工、あるいは勤労学徒その他二十四条関係の用慰金の対象になつて居る方々とは異なる点があるか。この線において一線を画してはなからうか。この線平とは言えないのではなからうか。この線の手が広く伸びるという点はけつこうであります。それを戦争犠牲者のごまかすかという問題もあり、かたがた国家財政との関係もありません。今回はそのような点まで援護の手を及ぼすことをしなかつた次第であります。

○青柳委員 ただいまの御説明がございましたが、その中で私はまだ納得しない点があるのであります。ただいまの御説明の中では、C船員のみ船員保険の適用を受けて、戦争によつて死んだ人に対して、他の船員に比してよけいな金額を支給して居ります。この点、A船員にもB船員にも同じように出されておつたという点、あるいは戦死率の多いことでありまして、部隊によつて戦死率が多いということがあり得るのであります。さらには私が先ほど申し上げましたように、これら國家總動員法によつてひつぱり出された人は、自分の意思によらずして強制的にひつぱり出された人でありまして、従いましてこれらの方々にも当然戦争が長く続き、あるいは戦争が勝利に終わった場合には、恩給法と同じようなものができたかと思つて居ります。そういう点から申しましてまだ私は納得できないのであります。この点は次に大臣が御出席の機会になお大臣に對して質問いたしたいと存じます。

さらにはただいまのお話の中で、内地において戦死をした軍属たる雇員に對しては、共済組合の規定があつたのであります。それを昨年この援護法制定の際に、戦地における軍属たる雇員に何ら規定がないので、それに押し及ぼすようにしたいと言われまして、いかにさうであるか、それに押された方にまた年若く、両親もまだ若く、その戦死した方によつて生計を維持してはなかつたという場合におきましては、年金は差上げないことになつて居ります。しかしこの場合におきましても、たとえば海軍で申しますと、年金の十箇年に相当する部分を一時金として差上げることになつて居るわけでございます。年金は給料の五箇月分でございます。年金は給料の四分をまゝと申しますと大体給料の四分をまゝと申して一時金として差上げることになつておつたわけでありまして、こういう制度ができる前におきまして、陸海軍の共済組合から、戦死等の場合におきましては給料の三分以上の一時期金が当時の遺族の方に差上げられるようになっておつたわけでありまして、年金はなるほど一定の制約があつて限定されておられますが、この年金をまゝやうにできない方に対しましては三年分ないし四年分の給料を一括して差上げておつた、こういう制度があつたのでございまして、内地の場合におきましてはそれにまかせて、戦地だけに限定しておいてもよろしいのではないかと、こう考へて戦地だけに限定してやつたのであります。

○青柳委員 ただいまの共済組合と援護法との不均衡の問題につきまして、傷夷軍人について御質問いたすときに残しておきます。次に御尋ねたい点は、この現在の援護法二十三条によりますと、公務上疾病にかかり死亡した軍人、軍属の遺族に年金、弔慰金の支給がせられます。しかもその病気が戦時災害による場合に限つておるのであります。ところで現在の世間の実情を申しますと、その戦地においでかかつた病気が、あるいは内地においでかかつた病気が、公務によるものであるかといふことによつて差別せられ、公務によるものといふことが認定せられた者のみ年金、弔慰金が交付せられておるのであります。しかるに一般に、その病気の種類によつてさういふふうにおけることについての理解はないのであります。政府におきましては、病気の種類によつてその年金、弔慰金を給付するかといふ区別をしておられるのであります。さうしてその点が世間の理解を得られないために、一般にどんな病気で死んだ人も戦死者の取扱ひを受けておられます。しかも現に戦死公報も受けておるのであります。疾病の種類、あるいはその疾病が戦地あるいは外地においでかかつたということによつて区別せられるということによつて、遺族さんの中には非常な混乱を生じておるのであります。私は、重大なる過失による疾病はもとよりその範疇に入るべきでありませぬけれども、しからざる限りはすべて公務によるものといふりくつが立つと思つたので、また戦争の末期におきましては、確かに内地の方も戦場というふうな認定を受けたと私は考へておられます。しかもこれらの人々は全部戦死公報を受けておる。さうして世間的には遺族と

ありますが、しかもその業務たるや甲船員、乙船員とまったく同じように、兵員及び軍需物資の輸送に当つたのでありまして、場合によつては第一線の作戦にも参加しておつたのでありまして、その任務の状況から申しまして、一一般の軍人、他の雇員と何らかわりはなかつたか考えるのであります。またその危険の程度におきましては、実に高い戦死率を示して居るのであります。多数靖国神社におまつりされて居る方もあります。また金賜勲章をいただいで居る方も相当おありになるのであります。また一面から考えますと、かような状況であつたので、当時政府の内部におきましてこれらの方々に対しては、国家補償をなすべきであるという議論が起つたかと考えられるのであります。ところが、この方々の遺族に對しましては、全額国庫負担をもつて船員保険法によりまして差上げて居るということ、逆に申し上げますとこれらの方々に對しまして当時すでに国家補償の道を開いておつたかと考えられるのであります。しかもC船員であつたが、乙船員であつたかということは、ただそのとき、乗組む船によつて違ふわけでありまして、ある人はあるときは乙船員であつた、ところが今度はまた別の船に乗つたならばC船員になる。たまたま沈没したときに乗つておつた船が乙船員であつたために対象になる。そうでなかつたというところのためにC船員として対象から漏れるということ、その均衡を失するということ、いろいろ総合的に考えまして、C船員だけは他の船員と同じように援護の対象とすることが、結論的に妥当であるというふうに考へて対象といた

したのであります。こういう点から考へますと、民間の工場に配置されます徴用工、あるいは勤労学徒その他二十四条関係の用慰金の対象になつて居る方々とは異なる点があるか。この線において一線を画してはなからうか。この線平とは言えないのではなからうか。この線の手が広く伸びるという点はけつこうであります。それを戦争犠牲者のごまかすかという問題もあり、かたがた国家財政との関係もありません。今回はそのような点まで援護の手を及ぼすことをしなかつた次第であります。

○青柳委員 ただいまの御説明がございましたが、その中で私はまだ納得しない点があるのであります。ただいまの御説明の中では、C船員のみ船員保険の適用を受けて、戦争によつて死んだ人に対して、他の船員に比してよけいな金額を支給して居ります。この点、A船員にもB船員にも同じように出されておつたという点、あるいは戦死率の多いことでありまして、部隊によつて戦死率が多いということがあり得るのであります。さらには私が先ほど申し上げましたように、これら國家總動員法によつてひつぱり出された人は、自分の意思によらずして強制的にひつぱり出された人でありまして、従いましてこれらの方々にも当然戦争が長く続き、あるいは戦争が勝利に終わった場合には、恩給法と同じようなものができたかと思つて居ります。そういう点から申しましてまだ私は納得できないのであります。この点は次に大臣が御出席の機会になお大臣に對して質問いたしたいと存じます。

さらにはただいまのお話の中で、内地において戦死をした軍属たる雇員に對しては、共済組合の規定があつたのであります。それを昨年この援護法制定の際に、戦地における軍属たる雇員に何ら規定がないので、それに押し及ぼすようにしたいと言われまして、いかにさうであるか、それに押された方にまた年若く、両親もまだ若く、その戦死した方によつて生計を維持してはなかつたという場合におきましては、年金は差上げないことになつて居ります。しかしこの場合におきましても、たとえば海軍で申しますと、年金の十箇年に相当する部分を一時金として差上げることになつて居るわけでございます。年金は給料の五箇月分でございます。年金は給料の四分をまゝと申しますと大体給料の四分をまゝと申して一時金として差上げることになつておつたわけでありまして、こういう制度ができる前におきまして、陸海軍の共済組合から、戦死等の場合におきましては給料の三分以上の一時期金が当時の遺族の方に差上げられるようになっておつたわけでありまして、年金はなるほど一定の制約があつて限定されておられますが、この年金をまゝやうにできない方に対しましては三年分ないし四年分の給料を一括して差上げておつた、こういう制度があつたのでございまして、内地の場合におきましてはそれにまかせて、戦地だけに限定しておいてもよろしいのではないかと、こう考へて戦地だけに限定してやつたのであります。

○青柳委員 ただいまの共済組合と援護法との不均衡の問題につきまして、傷夷軍人について御質問いたすときに残しておきます。次に御尋ねたい点は、この現在の援護法二十三条によりますと、公務上疾病にかかり死亡した軍人、軍属の遺族に年金、弔慰金の支給がせられます。しかもその病気が戦時災害による場合に限つておるのであります。ところで現在の世間の実情を申しますと、その戦地においでかかつた病気が、あるいは内地においでかかつた病気が、公務によるものであるかといふことによつて差別せられ、公務によるものといふことが認定せられた者のみ年金、弔慰金が交付せられておるのであります。しかるに一般に、その病気の種類によつてさういふふうにおけることについての理解はないのであります。政府におきましては、病気の種類によつてその年金、弔慰金を給付するかといふ区別をしておられるのであります。さうしてその点が世間の理解を得られないために、一般にどんな病気で死んだ人も戦死者の取扱ひを受けておられます。しかも現に戦死公報も受けておるのであります。疾病の種類、あるいはその疾病が戦地あるいは外地においでかかつたということによつて区別せられるということによつて、遺族さんの中には非常な混乱を生じておるのであります。私は、重大なる過失による疾病はもとよりその範疇に入るべきでありませぬけれども、しからざる限りはすべて公務によるものといふりくつが立つと思つたので、また戦争の末期におきましては、確かに内地の方も戦場というふうな認定を受けたと私は考へておられます。しかもこれらの人々は全部戦死公報を受けておる。さうして世間的には遺族と

して取扱われております。また靖国神社にもまつられておるのであります。従いまして私のたゞさんとすると、これは、病気の種別いかんを問わず、また内外地でかつたことを問わず、軍務に服しておつた期間に病気がかつたことが原因で死没した者は、本法においてはずべて公務死として取扱つて、すべて一律に年金、弔慰金を支給すべきであると思つておりますが、政府のお考えを承りたいのであります。

**○田邊政府委員** 私どもの取扱ひについて説明が十分御遺族の方々へ徹底しない關係上、病気の種類によつて公務かどうかを決定するかのとき印象を与えておられますことはまことに遺憾でございます。実はそういうやり方をとつておられるのかのとき印象を与えられたおもなる原因は、昨年この法律が通りまして、大量に百何十万というものを短期間のうちに処理しましたために、一件々々を克明に審査して行くというやり方ではとても時間がかかつて、三年も五年もかかるということでございますので、これを機械的に処理するという方式をとらざるを得なかつたわけでございます。そのために従来恩給法においてちやんと認められておるないしは過去において恩給法でどういふ病気が当然公務であるというふうに限つてありますものは無制限に、あるいは時期と場所を限定いたしましたし、その時期にこの場所でどういふ病気がかつたものは全部公務と認めるという機械的なやり方です。それ以外のものはわれ／＼の方で非公務と考える意味では決してないのであつて、そういうものは一件々々審査いたしましたし、病氣

にかかつた時期及びそのときの勤務の状況、場所等を十分に総合的に考えまして、その病氣と公務との間に相当因果關係があるかどうかという点を十分見て出すというやり方をとつたわけでありまして、従つていふん早く申請書をお出しになつた方におきましても、そういう關係で個別審査の方にまわされる關係上、時期が遅れた方が相当おありになるわけでありまして、もちろん病氣の種類によりましてはどうかといふ公務とは考えられない病氣もございまして、自己の重大なる過失によつてなつたということが明瞭である病氣もございまして、たとえば脳溢血であるとか、あるいは心臓麻痺等というものは、相当これはむずかしいやうでございます。一律に公務と考へていかどうかというむずかしい問題がございまして、特に私どもが心配いたしました点は、援護法は恩給法と不可分一体の關係をなしておるものでありまして、公務という言葉を援護法も使つております。従つてこれが軍人恩給に移管する際には、当然軍人恩給においても恩給が給せられるべきものという建前になつておるわけでありまして、ところがわれ／＼の方で万一にも非常にルーズな扱いをし、すべてをよるしいじやないかというところで、恩給に切りかわつた場合に、ちよつとこれは待つた、それまでやたらに公務と考へられては困るということでは留になつた場合には、非常に困る結果を生ずるわけでありまして、私の方では恩給でも公務と考へてさしつかえなからうという程度は考へて持ちながら、しかも同時にあまりきゆうくつにならぬやうに、遺族の御心境にも沿う

ように、実情に沿うやうにということでは、実情にせつやくやつておるわけでありまして、もちろん極端に申しませれば、恩給局とあらかじめ打合せをして、これはオーケー、これはオーケーといつてサインをとつておいてやれば万全でございまして、なか／＼数も多し、恩給の方も忙しいので、そういうことをやつておられません。そこで私の方は、先ほど御質問のありましたやうな気持をもちまして公務であるか、いかの審査に當つておるわけでありまして、数字で申し上げますと、今日まで陸軍、海軍合せまして百八十五万の受けをいたしておられます。これは一切のものを含んでおられます。公務の方では、あるいは戦没者の遺族であるやうな何であるやうと、名の知れた方々は全部含んでおられます。その中で、すでに裁定の終つておるものが百七十四万でございます。約十万の未裁定があるわけでございますが、その中には目下調査を進行中のものが約半分くらいでございます。つまりランニング・ストックと申しまして、審査中のものが約半分でございます。その他、判断の資料、判断の資料がないために、市町村資料を整えるために、いろいろ市町村なんかで資料を整えておるものもございまして、従つて病氣その他の理由によつて、再審査といひますか、各自一件一件審査している分はそのうちの一部分になるわけでございます。正確な数字は今持ち合せておりませんが、そのうちのごく一部のものになりまして、その一件々々を審査いたしましたし、これはどうしても公務と考へられないものは却下いたしておられます。お話の通り戦地におきまして戦死、戦病死というやうな公報が出ております者につきましては、御遺族の御心境もあり、実情もございまして、われ／＼はできるだけ公務の認定範囲を広げて参りたいと考へております。これはできるだけ弾力性をもつて運用しております。ただ問題は、内地で普通の病氣でなくなつた方であり、あるいは家に帰つてから上非常に困難をきわめております。いろいろ／＼な資料を集める關係からいたしまして、また死亡と病氣の關係を判断する資料を集めるという場合におきまして、いろいろ苦心しておりますが、手をまわして資料を獲得いたしましたので、できるだけ正確に、迅速にやつて行く所存でございます。なお御指摘の問題は、今後の恩給の問題にも関連いたしましたので、恩給局ともある程度打合せを遂げまして善処して参りたいと考へておりますが、できるだけ御希望に沿うやうにとりはからいたたい、かように考へております。

**○青柳委員** 厚生省当局が、公務死の範囲を広く考へるという立場をとつておられます点は非常にあたたかい取扱ひでありまして、私もそれをどうんと広めていたきたい、こう思つておるわけでありまして、今お話の中へ、恩給法への移行の問題を御心配のようでありまして、給恩法へ行き得ないものについては、この援護法で援護しておいて、さらに恩給局と話し合ひを進めて、恩給局の認定の範囲を広めるということに努力をしていただきたたい、こう存じます。

次に私が御質問いたしたいと思ひます点は、戦犯処刑者などの遺族についてでございます。戦犯者のうちの刑

死者、獄死者についてのあの乱暴きまる裁判、ほんとうに犯罪であるかどうかというところは非常に疑わしいのであります。ことに公務による行動を犯罪それ自体としてとらえておる点、さらに日本の國が独立したこの際に、戦犯者について、さらに戦犯者の中の死んだ方の遺族さんについて、明るい氣持を持たすべき必要があると思つて、連合國軍最高司令官の命令によつて逮捕、拘留せられ、その拘禁中死亡した者の遺族に本法を準用して援護せられたいのであります。もちろん恩給法が修正せられ、恩給法で解決できればよいのであります。しかし、少くとも援護法によつて一応解決をしていただきたたいのであります。ことにこの問題に關しましては、未帰還者の援護法によりまして、留守家族の間は留守家族の手当がもたれるのであります。それがその途中で御本人が死に、あるいは処刑せられたときには手当がなくなつてしまふ、こういうことに相なる点なども十分考へ合はせられまして、戦争処刑者などの遺族につきましても、これらの援護法の適用があるやうにいたしたいのであります。当局の意見を承ります。

**○田邊政府委員** 最初に現在の法律の解釈、及び取扱ひの方法についてお答え申し上げたいと思ひます。戦犯者による受刑者で死亡した方は、大きくわけて二つございまして、一つは拘禁中に病死された方でございます。それからもう一つは死刑に処せられた方でありまして、この死刑に処せられた方が、なぜ援護法の対象にならないかと申しますと、戦犯は実は判決がありましたと

きに、当然復員の手続をとつておりま  
す。また中には一旦復員して内地に帰  
られたあとで、逮捕せられて拘禁せら  
れた方もございますが、軍人たるの身  
分のまま引き続き逮捕された方々は、  
確定判決のときに軍人たるの身分を失  
つたものとして運用しておるわけであ  
ります。従いまして刑を執行せられた  
当時はすでに軍人でないのでありまし  
て、この点から申しますと、この法律  
の軍人、軍属がその在職期間中に死亡  
したということにならないのでありま  
して、これがこの援護法の対象になら  
ない法律上の理由でございます。

それから拘禁中に死亡されたもので  
ございしますが、これも大きくわけます  
と二つございまして、確定判決前に死  
亡された方と確定判決後に死亡された  
方とでございます。確定判決前に死亡  
された方は、その死亡の原因が公務に  
準ずる自己の責めに帰すべからざる事由  
で死んだ場合は、この援護法の対象に  
なるわけでございます。確定判決後  
において病死された場合も、その病気の  
原因が確定判決前にすでに疾病にかか  
つておつたが、その疾病のためにな  
つたという場合には、この援護法の  
対象になるわけでございます。こうい  
うものに該当される方々に対しては、  
現在援護法で遺族の方々に遺族援護金  
をさしあげておるような状況でござい  
ます。

そこで問題は、戦犯による死刑に処  
せられた方々の御遺族の援護の問題で  
ございしますが、これは従つて特別の立  
法措置を講ずるよりほかはないわけで  
ございします。これを援護法上どう取扱  
うかという問題は、実は恩給法とも密  
接な関係がございします。と申します

は援護法の第一条に、軍人、軍属の公  
務上の負傷、疾病という言葉を使つて  
おるわけでございします。これはこの立  
法の大精神でございまして、公務上の  
負傷、疾病、死亡に對して遺族を援護  
云々というふうな言ひであるわけでござ  
いします。恩給法もまた同じでござ  
いします。従つて援護法がこれを取上げ  
まして、戦犯の死刑者を公務、ないし  
公務と同視すべきものと決定するなら  
ば、同じ国家の法律である恩給法に書  
けない理由はないわけでありまして、公  
務である援護法で考えるならば、少  
くとも今日の法律がこれを考へて、公  
務と同視すべきものと判断いたしました  
ならば、そういう立法措置を講ずるな  
らば、同じ国家の法律であり、しかも  
公務であるという点を根本原因とし  
て、片方の法律において認めるなら  
ば、恩給法で公務であるという書き方  
をしてはならないという理由はないわ  
けです。しかも恩給法では、戦犯によ  
る死亡というものは公務による死亡と  
同視すべきものであるというふうな言  
ひをどうかという点について、十分  
私どもの方からも申入れをし、また研  
究をしていただいたのであります。こ  
の点はいろ／＼の関係から、今回の恩  
給法の改正では取上げていただけなか  
つたのでございします。従つてこれと歩  
調を合せまして、この戦傷病者戦死者  
遺族等援護法におきましても、第一条  
の精神を恩給法の中に入れて、このこ  
とを、立法上非常に困難でありました  
ので、今回除いたのでございします。し  
かしこの点は、今日の国民感情から考  
へましても、また戦犯の留守家族の方  
々の援護というものが、今日すでに  
特別未帰還者給与法の形をかりてやら

れておるといふことから考へましまし  
ても、何とか措置しなければならぬじや  
ないかといふこと考へられますが、い  
づれにいたしましてもこれは法律措置  
をいたします場合に、どういふ形にお  
いていたしますか、研究を要すること  
ではないかといふように考へておりま  
す。今回はい／＼の関係からこの援  
護法の中に取上げなかつたのでござ  
いしますが、政府といたしましては、で  
きただけすみやかな機会に実現できるよ  
う、研究を進めて参りたいと考へてお  
ります。

○青柳委員 次にお尋ねいたしますの  
は、戦死者の父母、祖父母に年金を支  
給する際の年齢制限の撤廃の問題であ  
ります。恩給法におきましては、戦死  
者の父母、祖父母の年齢によつて年金  
の支給を制限いたしておらないと思  
ひます。しかも年齢の差によつて精  
神的打撃を受けるということが違つて  
はございません。すべしもう五十歳以  
上を越えておる人でありまして、生活  
を見てあげる必要がありまして、さら  
にこの法律が国家補償の精神に基いて  
おるといふ国家補償の観念からいへば、  
当然年齢の制限は撤廃すべきであると  
思ふのであります。これを財政上の理  
由のみから打切ることとは、まことに氣  
の毒千萬でございしますが、当局の御意  
見を承らせていただきます。

要する問題があるので、これは将来的  
問題として、とりあえず援護法という  
形において措置しようといふことに政  
府において定められて、この立案を  
命ぜられたのでございしますが、しか  
し援護という観点から、実は恩給をレベ  
ル・ダウンするのが率直な建前ではな  
いかと思ひまして、恩給をレベル・ダ  
ウンして措置したのが援護法であるわ  
けであります。その場合、レベル・ダ  
ウンする際に、援護という見地が、重  
要であることは当然でございまして、  
若い方にも、年寄りの方にも、全部に  
損害賠償という見地においてやること  
は援護ではございませぬので、どこ  
までも援護という見地にかんがみて  
やらなければならぬのではないかと思  
ひます。そこでわれ／＼はいろいろ／＼研  
究いたしまして、社会保障制度審議会  
とか、社会保険、遺族年金のやり方等  
を考へまして、六十歳というところ  
を一応線を引くのが援護の見地から割  
切る場合には適當ではないかと考へま  
し、かように措置したわけでありま  
す。従つて恩給が復活した場合にお  
いて、年齢の制限がないことは、恩給の  
建前ですら当然でございします。これ  
は損害賠償という見地、国家補償とい  
う見地がきわめて濃厚でありますので  
当然でございしますが、援護法は最初か  
ら援護という立場をとつておりますの  
で、恩給が復活したからこちらも歩調  
を合せて六十歳未満の者にも差上げな  
ければならぬといふことにはならぬ  
のじやないかと考へて、今回は改正  
をいたさなかつた次第であります。

○青柳委員 援護法を昨年立法いたし  
ます際には、厚生省方面は援護の観念  
でやり、われ／＼国会としてはこれを  
国家補償の観念に引伸ばすことに努力  
したのであります。その援護と国家  
補償との闘争の残りがここに存在する  
のであります。これらの点につきまし  
ては、なお将来とも問題として取上げ  
たいと存じております。

○田邊政府委員 援護法は、第一条に  
おきまして、国家補償の精神に基いて  
援護すると規定されておるわけであり  
ますが、根本の精神は確かに国家補償  
の精神に基いておると存じます。ただ  
実は厚生省でこの遺族等援護法を立案  
いたしました際には、恩給の問題は、  
財政上もまた制度上もい／＼検討を

○田邊政府委員 この点は恩給に關連  
する問題でございします。現在の実  
情を御考察くださいまして、十分御審  
議くださることをお願いいたします。

○柳田委員 關連して、今青柳委員か  
らも言われたように、大体国家補償の  
精神というものは、これはあとで国会に  
おいて括弧して加えただけであつて、  
立法精神そのものは援護法である。国  
家補償の見地に立つてという国会の要  
望をいれて、括弧して字句だけ「国家  
補償の精神に基き」といふことを入れ  
たもので、法律そのものは援護法であ  
り、第一条のところだけ国家補償の精  
神が入つておるから、實際上において  
はちくはくが幾らでも出て来る。たと  
えば父母再婚の問題も、これは父母に  
再婚するだけの資力があるから援護  
しなくともよいのじやないかといふ  
のが厚生省当局のお考えのようであ  
ります。そういうことは国家補償  
の精神とも相反しておることになりま

○青柳委員 援護法を昨年立法いたし  
ます際には、厚生省方面は援護の観念  
でやり、われ／＼国会としてはこれを  
国家補償の観念に引伸ばすことに努力  
したのであります。その援護と国家  
補償との闘争の残りがここに存在する  
のであります。これらの点につきまし  
ては、なお将来とも問題として取上げ  
たいと存じております。

○田邊政府委員 援護法は、第一条に  
おきまして、国家補償の精神に基いて  
援護すると規定されておるわけであり  
ますが、根本の精神は確かに国家補償  
の精神に基いておると存じます。ただ  
実は厚生省でこの遺族等援護法を立案  
いたしました際には、恩給の問題は、  
財政上もまた制度上もい／＼検討を

○青柳委員 援護法を昨年立法いたし  
ます際には、厚生省方面は援護の観念  
でやり、われ／＼国会としてはこれを  
国家補償の観念に引伸ばすことに努力  
したのであります。その援護と国家  
補償との闘争の残りがここに存在する  
のであります。これらの点につきまし  
ては、なお将来とも問題として取上げ  
たいと存じております。

○青柳委員 援護法を昨年立法いたし  
ます際には、厚生省方面は援護の観念  
でやり、われ／＼国会としてはこれを  
国家補償の観念に引伸ばすことに努力  
したのであります。その援護と国家  
補償との闘争の残りがここに存在する  
のであります。これらの点につきまし  
ては、なお将来とも問題として取上げ  
たいと存じております。

す。たとえば六十歳で、かりに最愛の一人息子を戦死させた、お父さん一人

でさびしいので茶飲み友達にばあさんを迎えるという事は当然だと思ひます。

○田邊政府委員 恩給法の場合には、正式に届け出た場合ですか、実際

○田邊政府委員 恩給法の場合には、失権の原因とせられておる婚姻というの

○柳田委員 恩給法の場合には、そこまでかたく審査されておらないと私は

○田邊政府委員 援護法においては、失権の原因として婚姻というものは実

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

○田邊政府委員 恩給法でも純粋なそういう国家損害賠償

○堀(ツ)委員 私の質問の時間になるべくまわしますが、どうも田邊さんの

○田邊政府委員 恩給法でも純粋なそういう国家損害賠償

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

○田邊政府委員 恩給法でも純粋なそういう国家損害賠償

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

○田邊政府委員 恩給法でも純粋なそういう国家損害賠償

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

○田邊政府委員 恩給法でも純粋なそういう国家損害賠償

合せて処置する必要があるのではないかと考えております。

○田邊政府委員 恩給法の場合には、正式に届け出た場合ですか、実際

○田邊政府委員 恩給法の場合には、失権の原因とせられておる婚姻というの

○柳田委員 恩給法の場合には、そこまでかたく審査されておらないと私は

○田邊政府委員 援護法においては、失権の原因として婚姻というものは実

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

○田邊政府委員 恩給法でも純粋なそういう国家損害賠償

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

示は、小委員会ですけれども、ずいぶんあなたにもしてあるところが出して

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

○田邊政府委員 恩給法でも純粋なそういう国家損害賠償

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

ら出すのでありますから、気の毒だからこれだけはやるとか、ちよつこの

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

○田邊政府委員 恩給法でも純粋なそういう国家損害賠償

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

償という考え方をとつておるのではありませんで、ある程度の限定はいたし

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

○田邊政府委員 恩給法でも純粋なそういう国家損害賠償

○田邊政府委員 よくお考えいただきたい点は、年金を出すとつて恒久的な見地か

は末長く年金をやらなければならぬから考へなければならぬとおつしやる。失つた方は末長く失つたのですから、遺族にしたら、末長く補償してやらなければ困る。逆にいへばそういふことになる。あなたの方はさいふのひもを締めんならぬからそういう頭になられるかも知れないけれども、遺族の立場になつてお考えになつたら、もう少し頭の切りかえができるのではなからうか。末長くだから遺族は年金を要求するのだと思う。末長く補償したつていいじゃないですか。あんな戦争に巻き込んで、子供から父親をむしりとつて、末長く補償してもらわぬとどうするのですか。それは金がたかさんかかからなければいけません。私に正当な戦争犠牲者であるならば、末長く補償する考へを持つてできるだけ範囲を拡大なさるのが政府の当然のお考えだと思つたのです。根本的に考へが違つておられるか。これはきようだけの次長から受ける感じではなしに、ここ六年間を通じてあなたから受ける感じでは、

○田邊政府委員 年金の範囲をどのくらいにするかという問題は、やはりそれだけの根拠がなければならぬということをおし上げたのでありまして、もし戦争犠牲者なるがゆえに全部に年金を出すということになれば、これはたいへんな範囲になるし、金額も非常に膨大になると思つて、一般の戦死者の方々に全部年金を差上げるということに割切れば非常に楽だと思つて、それをどこかで線を引くということになりまして、やはり恩給法及び恩給法に関連するいろいろの制度を考へながら、それと均衡のとれる範囲にお

いて年金を差上げるということに限定して行かざるを得ないのであります。考へ方としては、幾ら金がかかつてもかまわないから、全部の戦争犠牲者に年金を出すということにきまつてしまえば、また問題は別であります。われは恩給法及びこれに関連するいろいろの制度において、どの辺まで年金を出す方が妥当かという立場をとりながらそれを進めておる、そういう立場でありますために、全部に出せという質問に対する答弁としては、非常にかたいようになると思つて、従来に建設前ということをお考えながら、一歩を踏み出しているという実情であります。

○堤委員 それでは次長にお尋ねいたしますが、あなたはこの戦傷病者戦死者遺族等援護法の一部を改正する法律案以前の去年のものを実施していらつしやいますか。その場合、そういう政府の頭でやつていらつしやるのは、大分金が残つていられるのじゃないかと私はにらんでいるのですが、どれくらい残つておられますか、参考のために言つていただきたいと思います。

○田邊政府委員 今詳しい資料は持つておりませんが、当初予定しました戦死者の数は、大体百七十六万柱と押えておつたのであります。それに対して、今日まですでに裁定をいたしましたものが百七十四万でありますので、おそらく当初の予定した数字を上まわるのではないかと、かように考へております。すでに受付けたのは百八十五万でございますが、今後また新しく中央に出で参るものもございまして、また未裁定のものも十萬くらいございまして、この中から相当数のものが裁定になつて行きますので、年金、弔慰金合せまして当初予定した数字がすく／＼あるいはそれ以上になるのではないかと考へております。金額の詳細な点はまだ計算してございせんが、あまり残らないのじやないかと考へております。

○青柳委員 問題はまたあとに残すことにしまして、先に進みます。次に承りたい点は、これまで皆さんも同じような気持であると思つたのですが、戦死者が二人以上あるときは、その人数に応じて年金を支給すべきものであると思つておられます。恩給法におきましてはさうに相なつておられます。さらにたたいまも論議が行われております。国家補償の観念から申しますと、弔慰金については戦死者が二人あれば二人分行くということにもなつておられます。これは当然行ふべきことであると存するのであります。が、当局の御意見を承つておきたいと思つておられます。

○田邊政府委員 援護法は軍人恩給の暫定措置たる建前で立案せられておりました。今回軍人恩給の復活に伴ひまして、軍人に関する限り原則として恩給の方に転移するのでございます。従つて大部分、数から申しますれば九割以上も軍人恩給の方に転移いたしますので、問題のある部分は従つて恩給の問題にならうかと思つておられます。恩給では再婚した場合あるいは他人の養子になつた場合におきましては受給権を失格するというように措置せられておられますので、その点が改められない限り、恩給法でも受ける資格は発生しないのではないかと考へておられます。

○青柳委員 年金についてもう一点承つておきたいのです。弔慰金については生活保護の中の収入に見られないのであります。年金については生活保護の収入に見られておられます。これはどこによりまして措置が違つておられるように思つておられます。あるところでは年金の収入があつたその月のみ生活扶助の所得と見られて、その後においては生活保護のうち生活扶助の取

入と認められておらぬところもありませんし、得られた年金をすべておしなべて何箇月の収入と見るところもある、二つの方法を実際とつておられるのであります。これは社会局にお尋ねするのが当然であるかと思つて、どちらがよろしいか。援護法の方におきましてはどうしてほしいという考へでおられるかという点につきまして承りたい。

○田邊政府委員 これはたび／＼当委員会におきましても御質疑のあつた点でございまして、生活保護法の建前から申しますと、恩給の扶助料その他これに類する援護の金はやはり収入と見なさざるを得ないのだからと思つておられます。実際の取扱ひにおいて、いろいろ生活保護の取扱ひの技術的な面におきまして、可能な限り収入と見ない、ないしは生活保護の支出の面において考へていただきたたいというところは希望いたしますが、頭から全部収入と見ないという考へ方のできないことはやむを得ないのでないかと思つておられます。

○青柳委員 そういたしますと、年金を支給せられたその月だけでなく、その得られた金額を数箇月にわたつて収入と見てもさしつかえないという考へであるのか、その点について承りたい。

○田邊政府委員 実は生活保護法の内容をあまりよく存じませんので、私からは答弁を差控えたいと思つておられます。○青柳委員 たたいまの質問は他日に譲りたいと思つておられます。

に対しその申請によつて三千円を支給する、括弧がありまして、遺族がない場合においては、葬祭を行う者とうあるのであります。戦傷病者戦没者遺族等援護法におきましては、最後は兄弟姉妹さらに再婚した未亡人にまで弔慰金が行つて、それで打切られておるのであります。しかるに実際の状況から申しますと、それらの遺族がおらないといふので弔慰金をもらえない英霊があるのではありません。これらにつきましては、この未帰還者援護法に準じましてある程度の一もぢろん範囲を限らなければならぬと思ひますが、なおこれを広げるという点について私どもも考えておるのでありますが、それについて政府当局のお考えを承つておきたいと思ひます。

○田邊政府委員 昨年この法律が國家へ提出されたときは、兄弟姉妹は原案においては入つていなかつたのを、衆議院の厚生委員会の御発議によりまして兄弟姉妹の範囲にまで弔慰金の支給範囲を広げたわけでありました。実はどの範囲にまで広げるかというところは弔慰金の性質にも関連いたしますので、もちろん香奠という意味合いで出すならばなんぼでも広げればよいじやないかという御意見もあるかと思ひますが、これはあまりはつきり反対するだけの意思はございませんし、あま広げればよいほどよいだろうというところは考えられますが、ただどの辺まで広げるかということになりますと事務的な問題がございます。たとえば葬祭を行う者とういうことになりましたときには多数の者でありますので、また資料等も散失するといふ点がございますので、そういう技術的な面も実は心

配いたしたのであります。未復員者給与法の場合には、これは葬祭料またはその埋葬料でございます。これは現実的に葬祭を行う方、埋葬を行う方に支給されるわけでございます。それでただ一般の公務員の場合にならつてそういうふうな広げられておるのであります。弔慰金につきましては、戦争中の阿波丸事件の例にならして兄弟、姉妹の範囲まで限定していただくことが必要ではないかと一応考えておるわけでありました。

○青柳委員 弔慰金というものは葬祭を行う者に与えるというゆゑをもちまして、生活保護におきましても所得に算入しておらないのであります。そういう意味におきまして、他人が葬祭をしておるときまでは申しませんけれども、おじさん、おばさん、あるいはいとこ、そういう親族が葬祭を行つた場合には考えらるべきものではないかと存するのであります。これはまた他日の問題といたしまして、次に傷病軍人につきまして二つほど承つておきたいのであります。

一つは、内地で六項症以上の傷病を受けた軍属、これにもこの法律の適用があるか、こういう点であります。○田邊政府委員 内地の軍属、内地において勤務しておられた間に戦時災害等によつて傷病を受けて負傷者になつた場合につきましては、この法律の適用はございません。これは戦時災害によつてその方が負傷、疾病された場合におきましては、旧令共済組合からの年金が支給されることに相なつておると思ひます。

すが、先ほどもちよつと政府当局がお触れになりましたが、内地勤務者でもつて、陸海軍部内の嘱託、雇用人については、旧令共済金障害年金または殉職年金が支給されておるのであります。しかるに戦地勤務者にはその支給がないといふので、戦地勤務者に対して援護法の適用があるようになつたのであります。それによつて均衡をとるようになつたのだといふふうな御発言が先ほどあつたようであります。しかしながら、実は傷病を受けている者については均衡がとれておらないのであります。今度は逆に、共済組合による年金を受取る者の方が非常に不利な立場にあるのであります。それはどうしてかと申しますと、戦地勤務者の方は援護法によつていろいろな福祉がございます。またその者が死んだときには、遺族が扶助料をもらいます。さらに所得税法において六千円の控除を受けるというふうな、今度は逆に戦地勤務者の方が非常にいい恩恵を受けるということになつたのであります。これにつきまして、均衡をとる必要があるのではないかと思ひますが、政府当局の御意見を承りたいと思ひます。

○田邊政府委員 実は昨年援護法を立案いたしました際に、戦地勤務の軍人軍属につきましては、大蔵省で所管しております共済組合の中にそれを包含いたしまして、統括的にやるといふことを一応希望いたしましたのであります。これは旧令の共済組合ですらに発生している債権債務だけをやるのであるから、拡張するわけには行かないといふことで、援護法の対象になつたわけでありました。実は最初から金額につきましては、ある程度のごばこがござい

ます。共済組合の方はどん／＼ペー・アップをして高くなつて行つておりますので、ある面では援護法の方がよろしい、ある面では共済組合の方がよろしいといふごばこを若干生じております。たとえば遺族年金の場合におきましては、金額の面から申しますと、どうも共済組合の方が若干有利な面もあるようでございます。しかし遺族の範囲等から申しますと、援護法の方が若干有利ではないか。傷病者の場合におきましては、恩給と並行して援護法の障害年金が認められておる関係上、相当高くなりますので、この点は確かに共済組合の年金は非常に不利になつておると思ひます。これはお説の通り均衡をとる必要があるかと思ひますが、これは共済組合の問題として今後考へて行くことが至当ではないかと思ひます。

○青柳委員 私はこれらの問題をめぐりまして大臣に対して質問をいたしましたと思ひますから、大臣に対する質問を保留いたします。さらに遺族、傷病軍人の雇用問題について労働大臣に対して質問したいのであります。他日そのようにおとりはからいを願ひまして、本日は私の質問を終ります。

○柳田委員 私は政府当局に一つ要望しておきますが、現在提案になつております留守家族援護法に対しては、昨年の国会で相当問題があつたと思つたのであります。ことに国会の請願の中におきましては、相当のパーセンテージを占めておる。そこで、国会の権威というのをやかましく言われるのであります。本委員に高めなければならぬ。本委員会においてその請願を採択する

というごことは、単に形式であつてはならない。またそれを実施する行政府にしても、形式的に流しては相ならぬ。そういうふうな見地から、現在出ております未帰還者援護法については、相当各種の請願が出て採択になつております。これらにはすべて問題点があるが、この問題点を政府としてはどういふふうにお考えになつておるか。この問題点を全部列記されて、その問題点に対する政府の見解をやはり聞く必要がある。これは法案の審議の上に重要なことであると思ひますので、次会まで政府の方において、現在やつております二法案に關して、問題になりました請願、採択になりました請願を一括して一覧表をつつて、これを列記して、それを中心にしてまた一応検討する必要がありますかと思ひますが、この点を政府当局に要望しておきたいと思ひます。委員長におきましてよろしくおとりはからい願ひたいと思ひます。

○山下(善)委員 この法律のどれにもはづれて来る者の、わずかな数字であります。これは今度マヌから帰つて来た五十何人、集鴨に三十人、かれこれ合せて百人くらいであろうと思ひますが、これは日本としてどうしても援護してやらなければならぬ問題だろうと思ひます。いづれの法律からも除外されておりますので、今御返事をいただかなくてはよろしいのですが、これは国会として援護してやるべきものと思ひますが、今お考えがあれば承つておくれし、なければ何か考へていただきたいと思ひます。

○田邊政府委員 現在戦犯として拘禁されておる方々のうちの第三国人の問

と

題でございますが、これは特別未帰還者として特別未帰還者給与法の適用を受けるのであります。ただ俸給を前渡しする場合におきましては、やはり内地に扶養親族を持つている場合のみに限定して支給しております。これは行政権が内地以外に及ばない関係上やむを得ないのであります。従つて内地に扶養親族を持つておられない方々、つまり第三国人が多いと思ひますが、そういう方には俸給の前渡しをしておられないのであります。今度留守家族保護法というものに切りかかりますと、どうしても内地に留守家族を持つておる方々だけが対象になるのはやむを得ないと思ひます。かりに日本の国籍を持つておる方々でありまして、内地に扶養親族を持つておられない方は適用がない。第三国人でも、内地に扶養親族を持つておる方は、当然この法律の適用を受けるのであります。ただ扶養親族を持つていない方々の問題をどうするかという問題になりますと、これは厚生省の方で取扱う保護の問題とは別の問題になると思ひますので、この点は法務省とも連絡をとつて、法務省の方に十分御研究をしていただいております。なお外地から帰つて来られた戦犯の第三国人の方々の保護の問題につきましては、これは特別未帰還者が帰つた場合、今後も未帰還者留守家族等保護法によりまして、それと同じような取扱いをする方針であります。

それから戦死された第三国人の方、処刑を受けた第三国人の方々の問題は、非常にお氣の毒でございます。国籍のない方々は戦没者遺族保護法では対象としておりません。これは

恩給法でも同じでございます。これはいろ／＼の問題があると思ひますが、何とかひとつその道を講ずるようにはしなければいかぬのじやないかと考へております。しかしこれは賠償の問題にも関係があり、また現在進行中の日韓会談の議題にも取上げられておりますので、それらの経過または結果ともならみ合せて処置すべき問題と思ひます。将来の問題として慎重に検討を要する問題であるかと思ひます。

○山下(春)委員 この間マヌスから帰られました二十二名の中の十名が第三国人であります。その現状はどうなつておりましたか。今お話のように、賠償問題その他の問題ともいろいろな関係があると思ひますが、そういうことを乗り越えて、本委員会及び国会としては、何とかしなければならぬ問題であつて、いろ／＼なことにごたわらずに、当然何らかの保護の措置を考へてもらいたいと思ひますが、この間帰られました十名の処置はどういうふうになつておりますか。

○田邊政府委員 私が先ほど申しましたのは戦死者の問題でございます。マヌス島から帰られた第三国人の方は、大部分の方が内地に定着されることを希望しておられるのであります。それ／＼職を求められまして、それ／＼の定着地にお歸りになつたようでございます。こういう方々に対しましては、普通の一般の内地の方と同じように保護の手を差延べておるわけであります。すぐお歸りになる方につきましては、それ／＼手続をとつていただきまして、船賃は全部日本側が負担いたしました。台湾まで送り届けるわけでございます。

○山下(春)委員 もうすでにお送りになつた方がありますか。

○田邊政府委員 あるかどうかちよつと存じませんが、本国へお歸りになるという御希望の方が非常に減つたようでありまして、大部分の方が内地に定着されるようになつたというのを聞いております。正確な数字はまた調べまして後ほどお答え申し上げます。

○小島委員長 両案についての残余の質疑につきましては次会以後に続行することといたします。

○小島委員長 この際委員諸君に御通知申し上げます。混血児保育所として有名な横浜のユリザベス・サンダース・ホームの視察のため、本院の外務委員、文部委員が来る七月十日金曜日の午後一時に本院を出発することになつており、厚生委員の中に希望者があれば同行されたいとの通知がありました。混血児対策につきましては、本委員会の所管とする児童福祉の問題と密接なる関係のある事件でありますので、希望の方の御参加されるよう御願ひ申し上げます。なお御希望の方は厚生専門員川井君まで木曜日午前中までに御通知をお願いします。次会は明後九日午前十時より開会することとし、本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時三十二分散会

昭和二十八年七月十一日印刷

昭和二十八年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局